

平成29年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成29年 9月 6日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君					
副	町	長	畠	中	源	一	君				
参	事	伴	田	邦	雄	君					
参	事	山	田	洋	之	君					
総	務	課	長	中	尾	達	也	君			
監	理	課	長	野	村	雅	浩	君			
企	画	政	策	課	長	木	南	哲	也	君	
税	務	課	長	松	山	征	義	君			
住	民	課	長	長	澤	誠	君				
保	健	福	祉	課	長	大	西	義	弘	君	
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君	
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君	
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君	
土	木	建	築	課	長	山	内	和	浩	君	
上	下	水	道	課	長	十	倉	隆	英	君	
会	計	管	理	者	久	木	寿	一	君		
瑞	穂	支	所	長	山	内	善	博	君		
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君			
教	育	課	長	松	本	和	久	君			
教	育	次	長	西	村	喜	代	美	君		

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	石	田	美	穂				
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・村山良夫君、11番議員・岩田恵一君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月1日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本町新規採用職員研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨、届け出があり、許可したので報告いたします。

本会議終了後、議会活性化特別委員会が開催されます。

委員の皆さんには、大変ご苦労さまですが、引き続きよろしく願いいたします。

本日の本会議に、京都新聞並びに京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、山内武夫君の発言を許可します。

山内君。

○6番（山内武夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから私の一般質問を行いたいというふうに思います。

いよいよ、私たちの任期もあと2カ月、今期定例議会を残すのみとなりました。この間、

寺尾町長には、初当選以来2期8年間、民間目線の立場から、住民の生活を第一に考えた町政の推進を訴え、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを政治信条に、今日まで公約実現に邁進されたきたところであります。

そこで、私は、次のことについて町長の見解をお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目は2期8年の寺尾町政の評価についてであります。

合併により京丹波町が誕生しまして、はや12年が経過いたしました。

平成11年からの平成の大合併は、行財政基盤を強化することを最大の目的に、政府主導のもと、合併自治体へは手厚い財政支援をする一方で、三位一体改革の名のもと、地方交付税を大幅に削減するもので、アメとムチの合併推進策がとられてまいりました。

そのような中での新生京丹波町の船出でありましたが、そこで、まず最初に着手されたのが、合併の目的でありました行財政基盤の強化という名もとの補助金等の見直し、削減でありました。合併によるバラ色のまちづくりを夢見ておりました町民からは、当然のごとく、不満や失望を聞くこととなり、閉塞感が漂っていたように感じております。

そのような中、登場されたのが寺尾町長であります。歴代町長は、行政出身者や議長経験者が就任するという構図であったものが、民間出身の町長ということで、町民の間に、寺尾町長なら何かやってくれるという大きな期待と高揚感があつたのも事実であります。そのような中で、寺尾町長には、京丹波町の第2代町長として、今日まで2期8年間、行財政基盤の強化を図るとともに、一日も早い町民の一体感の醸成に努力されながら、町民の皆さんが安全で安心して暮らせる京丹波町、活力ある京丹波町づくりに邁進されてきたところであります。

そこで、任期満了を目前にしまして、改めて寺尾町政2期8年間の実績と自己評価をどのように分析されているのか、端的にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お答えしてまいります。

端的に言われたもので、くぎを刺さったわけではないんやろうけれど、端的に申しますと、数字で言いますと、7年間の実績、決算を受けてます。そうした意味で申しますと、「町長と語るつどい」でずっと報告しとったんですが、その前段で、1期4年のときに、こんな数字を用いておりました。基金が5億円増えました。借金が6億円減りました。少なくとも見積もっても、上下11億円、財政を改善しました。実績については、大方理解していただいとったし、好意的に受けとめられていたんで、そういうような報告で満足を得ていたとい

うふうに思っております。

今期、8年経過したということで、何でこういう数字なんかなというふうに分身疑問を持って、果たしてそれで正しい評価になるんかということで、一般会計、普通会計、特別会計、全て合わせて、京丹波町の借金が幾らあって、そして、私が町政預かった間に、どれだけ改善できたのかというような検討をしました。その結果、過去の実績に比べまして、1年間に、仕事量として17億3,300万円ずつ多く仕事をさせてもらったと、働かせてもらったという実感を持っております。財政については、1年間に11億7,700万円ずつ改善することができたということ「町長と語るつどい」で来ていただいた方に報告をさせていただきました。

ご承知のとおり、私、行財政のプロではありません。これは、全て職員を、副町長以下ですね、職員を頼みとしてやってきました。その中で、一つ財政的なことで申しますと、南丹・京丹波地区土地開発公社のいわゆる債務について、20億円以上ありました。これの完済については、私の考えを職員に押しつけました。何せ、1.7%以上の金利の借金ですので、20億円と申しますと、大体3,500万円から4,500万円ぐらい金利を払ったんですね。そんなことが町民にとってよいはずないんやと、いろいろ制度とか、あるいは買い戻した後の土地の活用等について説明があって、難しいんやということでしたけれど、やっぱり町民の利益になることをすることが私の役割なんで、わがままを通しました。結果、たしか平成26年で、その借金の完済ができました。6,000戸ほどの家庭ですと、5,000円ずつお配りしてもよいというようなことだったというふうに思っております。これは、私はよかったなと思っております。

また、和知診療所がひょっとしたら閉鎖されるんじゃないかという心配を和知地域の方中心になされておりました。和知診療所を守るのか、あるいは閉鎖もやむを得ないと思っているのかという話が世論としてありました。私は、その際、一番気がかりだったのは、合併して、合併した結果、この地域は不利益をこうむっているという、そういう被害意識というものがあることに気づきました。こんなことがあったんでは、合併効果ということとはとても望めないという判断から、和知診療所の医療サービスについて、合併前の医療サービスレベルをしっかりと守るという公約を掲げました。いざ町長に就任しますと、大変、地域医療、京丹波町の場合は、京丹波町医療を守るということは本当に難しかったんですね。

そやけれど、いろんな出会いの中で、当時の山岸久一府立医大学長が、抜本的に京丹波町に医療については、もともと町長考えんと、そんな常勤医師を1人派遣してくれとか、あるいは臨時のお医者さんを派遣してくれとか、そういう問題じゃないと思うということで、医

療等審議会もつくらせてもらって、その顧問に就任していただいたこと、大変大きな一つの業績になると思います。府立医大の学長に、こういう小さい町の医療等審議会の顧問に就任してもらおうということは非常に難しいわけですね。それを京都府知事の了承を得て、多分3回か4回、審議会開かれたと思うんですが、園部駅まで山陰線に来ていただいて、私、京丹波町は、園部駅までお迎えはしたことはあっても、自分できちんと来ていただいたというようなこと。

その後、6月議会だったと思うんですが、次の学長、吉川敏一学長が、いろんなことで話題になりました。その際、議員さんから、町長、吉川学長と親しく太いパイプやというような話をしてはったけれど、この後大丈夫かという意味の質問だったと思います。おかげさんで、こういう人の関係というのは、山岸学長おっしゃいました。町長、ちゃんと吉川君のところに行っとかんとあかんぞという話があるんですね。そのことによって、吉川学長のところもよく行とった結果、非常にスムーズな引き継ぎがなされました。

今度、6月議会です、同じように。町長室、10時頃、休憩しておりますと、山内秘書が、町長、府立医大の久保さんて知ってはりますかということで、私も議会中はさすがにそっちに神経行ってるんで、ああ、知ってるというふうに、何か知ってるんで知っていると、こう言うとったら、昼休みにおりますと、また府立医大の久保さんから電話がかかってましたと言うてくれたんですね。そこでちょっと気落ちつけたら、ええ、それはおまえ教授やないかということで、そんなもん、こっちから電話入れんとあかんでということで電話させていただきました。忙しいしとってやろうしと思って遠慮してます言うたら、いや、町長、来てくれたらよいよっちゅうことで、早速、副町長伴って、樹山参与も伴って、久保教授のもと、いわゆる副学長です、副学長で、筆頭副学長、卒業式なんか涙の式辞があったとかいうて、新聞で小さく載っております。そのようにして、きちっと次期学長候補からも電話をいただいたんですが、何を言っているかということ、府立大学とか、京都大学の先生も、町長室もよく訪問してくださいませ。せやけど、さすがに府立医大とか、いわゆるお医者さんの教授とかいうと、本当に会おうのに苦労します。全然違います。そういう、多分、次期学長に一番近い久保教授から電話をいただいたんですが、私思うのに、府内26市町村の中で、府立医大の教授から電話をいただいている方というのは、私は多分ないと思うんですね。行って、いろいろ激励を受けたり、お褒めをいただきました。一緒にやっぺいこうということです。きちっと吉川学長から、京丹波町のことは引き継いでいるというようなことを、そういう言葉ももらいました。これからも、地域医療を守るということについては、最善を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

もう一つ記憶に残るのは、やっぱり浅田農産跡地と言われていいます鳥インフルエンザ発生農場跡地の課題解決、これは、行政として引き継いだものであります。これも行政は継続してということで、しっかりと取り組みました。いわく、もっと簡単なことや思うとったんですが、とにかく家畜伝染病法的に終結した一つの事件なんで、それを今さら、特に町有地なんで、特に京都府とか国が関与することはありませんというのが基本的な態度であったと思います。そこを一定風穴をあけて、そして今、華々しく、再活用に向けて事業が実施できているということは大変うれしく思っております。

また、林大誘致ですね。関西でただ一つの京都府立林業大学の誘致に成功したことは、やっぱり物すごい大きく今影響しています。一つ申し上げますと、丹波自然運動公園の中に、これも関西でただ一つの京都トレーニングセンターが平成28年6月18日に竣工しましたが、これも林大誘致の成果だというふうに思っております。知事が、京都府の山田知事さんが、京丹波町の林業振興についての本気度をきちっと理解していただいた結果、京丹波町の木材、大簾、広野、そして仏主、町外の木材は1本たりとも入ってません。それは、京丹波森林組合、当時の梅原久弘組合長が何回も私に言うてくれはりました。町長の思いを受けて、非常に困難をきわめたんやけれど、京丹波町産木材100%で建物を建築してもらいましたという話、こうしたこと全て、京都府の強い指導で、あるいは支援で事業が実施できたと。それにしましても、町民の皆さんのご理解とご支援がないと、なかなかそういうことは実現できなかったというふうに思っております。

数字は先に申し上げたとおりであります。

長くなりますので、自分の思ったこと、もう一つだけ申しますと、住民避難訓練を非常に真面目に取り組んできたということも、私記憶しております。

そうしたことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま、寺尾町政の2期8年間の実績というようなことで、端的と言いましたんで、余り詳しくは述べていただけなかったかというふうに思うんですけども。

思い返しますと、8年前に、寺尾町政、町長が初当選の際に、まちづくり方針を述べておられます。それを聞いておりますと、優しさとぬくもりのあるまちづくり、これを基本理念といたしまして、今すぐには成果は見えないけれども、子どもや孫の代へと続く、長期間を見据えた将来の京丹波町のことを考えた施策の充実に努めていきたい、このように抱負を述べられております。

そこで、改めて公約をされておりました具体的施策を見てみますと、今も町長からご答弁がありましたように、住民の命と健康を守るための医師確保や、大変厳しい国保財政のもとではありますが、町長就任以来今日まで、国保税を据え置くなど、地域医療の充実を基本に据えて、一方では、将来のまちづくり、人づくりの観点から、小中学生の通学費の無償化や高校生までの医療費の実質無償化、また中学校給食の完全実施や全て小中学校の空調設備設置などの教育環境の充実、さらには、須知高校への就学支援など、子育て支援施策の充実を図るなど、京都府下見渡しましても、先進的な取り組みが、施策が取り組まれております。また、基幹産業であります農林業の振興では、京丹波町産農産物のブランド化と自給自足的な地産地消の推進、交通網の整備では、味夢の里を核とした、人を呼び込むための道路網の整備など、さらには、地域の活性化や観光振興を図るための映画ロケ地誘致事業の推進など、他町にはない、京丹波町ならではのきめ細やかな独自施策を盛り込んだまちづくりが近年行われてまいりました。

そういう意味から、これら選挙公約で掲げられた諸施策が、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりの中に着実に実を結んでいるということを確認するものであります。

そうした中、今日、2期8年が過ぎようとしておりますが、ここで改めて町長の今期4年間の課題への対応はどうであったのか、進捗度や成果についてお尋ねをいたします。また、残された課題は何で、その対応策についてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 幾らか、3期目の課題という意味ですね。

表に出ているのは、認定こども園をしっかりと整備したいと、施設面で応援していきたいということを申し上げてます。あるいは、役場の新庁舎建設もその一つだと思います。これに付随して、地域の排水とか、あるいは懸案であった都市計画道路もしっかりと整備したいとかいうふうに思っております。

私、平成29年から、景観を生かしたまちづくりという表現になっているかと思うんですけど、モデル地域を安栖里地域に見立てております。これは、ちょっと話、それたように感じられるかもわからんけれど、味夢の里も、町長、そろそろ自分でこういう実績を残したいうて言うたらよいんちがうかというアドバイスを受けるんですが、皆さんご承知だと思います。私があえて味夢の里のことを宣伝する必要はないなというふうに思っているんですが、その際、いろんな評価の中で、こういう表現をされるんです。よう、あんなとこ気がついたなとかいうて言わはるんですが、気がついたんでも何でもない。とにかく、この町の存在している位置、あるいは経緯というものをしっかりと常々検証してまして、こういうことが可

能だと、これが将来にもわたって、町民の幸せに結びつくんだということをきちっと、気がついたんでも何でもない、持とったということでもあります。

今申し上げます安栖里をモデル地区にして、壮大な、これ、一つのまちおこし、まちづくりの話なんですね。描いてもらうとしたら、局所的には、高雄を局所的には描いてもらったらいと思います。少し大きい見方としては嵯峨嵐山ということになります。渡月橋から西方向に見た保津川と兩岸のあの景観ですね。ああいうのを想定してもらったらいと思います。また、大きく描いてもらうとしたら、東に軽井沢あり、30年後には必ず西に京丹波町ありという、一つ、どなたに聞いても、京丹波町ちゅうのはそういう町なんだというふうに理解してもらえるような、そういう町を目指しているんですが、こういう話をしますと、味夢の里の話でもそうですけれど、そんなんできたらよいなと言うてくれはる人と、役所関係だと、町長、そんなんできたら楽しいやろなと言うてくれはるんですね。なかなか実現せんやろという、半分ぐらい評価なんですけれど、私は、今回の安栖里をモデル地域にした、そういう景観を生かしたまちづくりは、みんな、そりゃできたら、そりゃよいなっちゅうて言わはると思うんですね。私が民間人のときに言うてると、ずっと民間人のときからそういうことを言うてるわけで、なぜ、今回、平成29年度からこの話を町民の皆さんに直接しかけたというと、結局、過去の丸7年間の実績が、それを提案するに値する、自分としては実績が残せたというふうに思っているわけですね。これからが本格的な、どの全国の首長よりも、よそのまねじゃない、京丹波町独自の理想のふるさと、あるいは理にかなったふるさと、そういうものに向かって一步踏み出したということです。

せやから、次の3期目の4年間では、本当に基礎固めになります。したがって、本当に花開くのは、最低10年、20年。20年ですと、私、95歳です。まだまだ大丈夫です。30年ですと105歳です。105歳、30年、あと頑張ったら、本当に、子ども、孫に誇れる町にすることができると。こういうふうに語るためには、実績が必要だということで、本当に頑張って、自分でも頑張ってきたなという思いであります。大きい課題は、本格的なまちづくりにいよいよ着手できるのが3期目だという認識であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 次に、町長の進退についてお尋ねをしたいというふうに思います。

いよいよ、本年11月には任期満了を迎えるわけですが、先般、町の選挙管理委員会から、選挙日程が決定されております。10月31日告示、11月5日投開票日として、町長、町議会議員選挙が執行されることとなりました。聞くところによりますと、次期町長選に当た

って、町内の団体からは、3期目の最適任者として推薦をされているやに聞いております。このことは、8年間の実績イコール安定性、類いまれなるリーダーシップと実行力が、町民からの全幅の信頼となってあらわれている証拠であるというふうに受けとめております。先ほどの答弁でもあったように、新たな課題や懸案事項を進展を図る上からも、これまでと同様、先見性と的確な対応が求められます。京丹波町のさらなる発展に向けて、これまでの歩みをとめることなく、着実に推進させ、歩みを確たるものにする必要があるのではないかとこのように考えます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

次期町長選の出馬について、どのような見解をお持ちなのか、町長の決意のほどをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 決意というのは常に決意をして生きているんですけど、先ほど申し上げたような話は、大望とも言います。大きな私の望みということになるんだと思うんですが、これをしっかりと、計画とか、そういう形にするためには、かなり時間がかかるなと思っておるんですが、過去の実績から、多くの方から出馬を促されているのも事実でございます。また、推薦も受けております。こうした期待にしっかりと応えるために、今、公約等についてきちっと整理しております。したがって、本当によい時期に、促していただいている方、推薦していただいている方に、しっかりと応えられるように諸準備を整えて、一番よいタイミングでそういう意思を表示したいというふうに思っているところです。大変微妙な時期なんで、こういうお答えになりますけれど、何にしましても、2期8年間、議員の皆さんのご理解とご協力のもとに、実績というて報告させてもらっているんで、これまでも、これからも、引き続いてというか、旧に倍して、議員の皆さんにはご理解、ご支援をお願いして、答弁としておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま町長のほうから、3選出馬というふうなことで、正式決定ではないというふうに思いますが、一定前向きといいますか、出馬に向けての決意を表明されたのではないかとこのように考えますが、そういう中で、今もありましたように、近々選挙公約も発表されるだろうというふうに思うわけなんですけど、そこで町長の目指す町の将来像、次期町政運営に向けての基本姿勢について、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。そうです、私、きちっとしたまちづくりの基本条例というのは、理念条例が就任する前から必要だというふうに思っていました。それを、こういう表現してました。掘る人がおる、埋める人がおる、そんなことでは町は発展せんと。一定、いろんな人のご意見を伺って、議員さんの理解を得て、やっぱりまちづくりの理念条例というんか、基本条例いうんか、私、ちょっと表現はわからんですが、そういうものが必要だというふうにまず認識してます。これが3期目以降、まちづくりしていく上で非常に大事だというふうに思っています。

また、第二次総合計画が示されております。あれが、私が町長在任中に、職員の皆さんと一緒に協議してまとめたもので、詳細については第二次総合計画に基づいて施策を実施していくということですが、基本的なのは、やっぱり循環型社会という点が、再生可能社会と、いろんなそういう表現してますけれど、まさに京丹波町の中で、一定、自給自足できるような経済循環を、自分の目標としては10%ぐらい、今、目標にしているんですけど、空気あり、水あり、食料あり、そして燃料ありという、どこにも頼らなくても生きていくことができます。人間ですから、まず生きていくということが大事。そのために、防災、避難訓練したり、今年度、シェルターを、命あつての物種で、シェルターを各、採用なさるんなら助成しますよということになってます。また、今度、健康を保つためにお医者さんも大事ですとか言うてるんですが、今申し上げたことは、山をしっかり守って、そして田畑を守って、川をしっかり守るということをこれからも基本に据えた町政運営をしていきたいと。

平成29年度で塩谷長谷線という林道整備も一定終わるんですけど、このことを森林組合連合会の青合会長が、京都府内で唯一林道整備をしてはった京丹波町さんも事業が終わるといって挨拶をされてました。早速帰ってきて、担当課に、平成30年度から予定してないのか言うたら、そうじゃなしに、正式の名称がわかりませんが、細谷から、いわゆる長老ヶ岳に向かって林道整備を進めるとい話を聞きました。こうしたことを、今、差し当たって成果は出ませんが、必ず機械化が進むわけで、そういう林道整備が必要だということで、ほかの府内市町村、手がけていらっしゃるんですけど、京丹波町は実直に、本当に目立ちませんが、そういうことを一つずつ積み重ねていく、そういうことが結果として名前を、業種を申し上げませんでしたけれど、商工業者にも必ずよい影響があるというふうに思ってます。

もう一度申しますと、空気あり、水あり、食料あり、燃料あり、これを循環させることによって、町内各業者も元気になるし、何かあったときには、ほかの地域に頼ることなく生き

残れるという、そういう強い信念を持っております。これは、損得でもありません。善悪、あるいは正邪というものを基準に考えています。必ず将来の、50年後、100年後、1,000年後に役に立つ施策だというふうに考えています。そういうことを基本に3期目に当たっては考えているということであります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 続きまして、2点目の質問といたしまして、新庁舎建設について町長にお尋ねをいたします。

現在の役場庁舎は、昭和34年に建築されまして、築57年が経過しております。構造、設備ともに老朽化が著しく、また防災対応の面では、防災拠点としての耐震性が不足しております。近年続発しております大地震等の災害時における拠点施設としての機能が全く果たせない、そういう状況にあります。今日、合併後12年が経過しましたが、合併協議に至る確認事項の中で、最後の宿題となっておりましたこの新庁舎建設について、新庁舎建設の基本計画審議会からの答申も踏まえつつ、適切な規模と機能を持った新庁舎を建設することとしまして、本年3月に議会におきまして、役場の位置をふれあい広場にすることを決定したところであります。

そこでお尋ねをするんですが、新庁舎建設の基本計画では、合併特例期限であります平成32年度をめどに建築にかかるとしており、現在、庁舎の規模やとか配置、全体事業費等の詳細につきまして検討委員会で協議中というふうに聞いておりますが、どのような協議が今日されているのか、協議内容についてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、公募型プロポーザル方式で、新庁舎の設計者を選定しているところであります。10月下旬に選定する設計者と契約をしまして、約1年をかけて基本設計、そして実施設計を行いまして、庁舎規模や配置、事業費等の詳細を検討してまいりたいと思っております。

庁内の検討体制としましては、管理職で構成します検討委員会と実務担当で構成しますワーキング会議、さらに窓口業務担当で構成します窓口業務分科会を開催し、よりよいサービスの提供を実現するため、ハード整備と合わせまして、業務改善や組織改革、あるいは既存施設の活用などを議論し、庁舎として住民の利便性、あるいは事務の効率化、サービス水準を順次グレードアップし、供用時の体制を整えて、親切かつ迅速で利便性の高い行政のワンストップサービスの実現を目指しているということであります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ただいまお答えをいただいたんですが、再度、具体的な事項について何点かお尋ねをしておきます。

今計上されております事業費というものにつきましては、これは基本計画時の試算でありまして、今後、事業の具体化を図る段階において、床面積の精査をするとともに、建築やか、維持管理コストの低減につながる工法や技術を取り入れて、実質負担額の低減に努めるというふうにしておりますけれども、具体的に、建設やか維持コスト縮減に対して、どのような方策を現在検討されているのか。ただいま検討会議、いろんなワーキング会議やか、いろんな中で検討もされておるといことなんですが、現時点でどのようなことについての検討がされておるのか、その点について、詳細にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけれども、新庁舎の具体的なコスト縮減の対策としましては、先ほど町長の答弁にありましたように、基本設計なり実施設計に取り組む中で検討をしております。また、建設コストの縮減につきましては、各部屋の配置等によります面積の最適化、あるいは構造の検討、使用材料の検討において、費用対効果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。また、維持管理コストの縮減につきましては、耐久性の高い材料やランニングコストの有利な設備等を採用し、設備機器等の更新にも配慮し、可変性、耐久性、メンテナンス性にすぐれた施設計画としてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 次に、庁舎建設の基本計画を見ておりますと、森林資源を産業として育成するまちづくりを進める本町にとって、地元産の木材を使用した木造、木質化に工夫した庁舎がふさわしい、その上で、構造やか工法は、平面、断面、ランニングコスト、木材の利用量等を総合的に検討し、また耐震構造等も検討の上で、基本設計の段階で最終的に決定をするというふうになっておりますが、現状、このことについてもどのような協議がされ、いつをめどにこのことについての決定がされるのか。整備スケジュールを見ておりますと、平成29年度中に基本設計なり実施設計をするというふうになっておりますが、そのめどについてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新庁舎の構造につきましては、耐震性、あるいは費用対効果等踏

まえまして、基本設計段階で決定をしまいたします。設計につきましては、町長の答弁にもありましたように、10月下旬に相手方を決定し、契約する予定でございまして、約半年をかけまして基本設計を行ってまいりますので、平成29年度末に決定をしまいたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） もう一点ですが、平成25年に京丹波町の森づくり計画が策定されております。それを見ておりますと、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、こういうなんに基づきまして、本町でも、平成26年に京丹波町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針が定められております。今回の新庁舎の建築について、京丹波町の象徴としての庁舎ということで、全て京丹波町産の木材でできているということであれば、それはまた夢のある話やというふうに考えておるんですが、耐火、耐震性を持つ木造庁舎というのは、全国的に事例が多くあるわけなんですが、本町の利用促進に関する方針では、公共施設は2階建て以下で、かつ延べ面積が3,000平方メートル以下の建物は原則として木造化するというようになっております。それ以外については、木造とか非木造にかかわらず、木質化を進めるとしてありますが、この規定からして、木造建築ということの可能性についての見解をお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町有施設等におけます府内産の木材を利用した木造化、あるいは木質化等を推進するに当たりまして、町民に木のぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的として定めておるものでございます。

新庁舎につきましては、延べ床面積が5,800平米程度と想定しておりまして、この方針からははずれてまいりますけれども、木材利用の促進の趣旨に沿いまして、木造または木質化に取り組みたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 続きまして、もう一点、ワンストップサービスについて、これもお尋ねをしておきたいとしたいと思います。

現在の支所機能を残しつつ、町民の利便性を考えて、ワンストップサービスの充実に努めるというふうに今回計画でしておるんですが、改めて、ワンストップサービスにより町民の利便性がどう向上するのか、ワンストップサービスとは複数の窓口に分かれております手続を一つの窓口で処理するということのようなのですが、具体的にどのようなイメージを想定して

おるのか。あわせて、支所機能の現状と役割は何なのか、将来的な支所機能のあり方についてもどのように考えておられるのか、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在の本庁の部署に加えまして、教育委員会、保健福祉課、子育て支援課、上下水道課を集約しますワンストップサービスの実現によりまして、相談先がより明確になり、1カ所で用事も済み、部署間の連携によりまして、町民の皆様の幅広い要望に対して迅速な対応が可能となってまいります。

また、支所の役割につきましては、最も身近な行政拠点として、窓口業務やまちづくりの推進、住民活動の支援などを中心とした業務を行っているところでございます。また、災害時におきましては、地域の拠点というふうにも考えております。今後の支所のあり方としましても、引き続き住民生活に密接に関係する部分につきましては、地域に密着した支所において、その役割を維持していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 次に、本年3月に私ども会派から、新庁舎建設に関する要望書を提出しております。その後の対応策と見解をお聞きしておきたいと思っております。

一つには、新庁舎建設場所でありますふれあい広場ですが、そこに隣接する町道蒲生西線側は、以前は湿地帯の状況で、十分な排水対策もできていないというようなことであります。用地整備とあわせて、排水対策を講じるべきというふうに考えておりますが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、新庁舎建設地の周辺地域を含む治水対策の測量設計業務に取り組んでおります。新庁舎周辺の排水状況の把握、必要な排水対策の基本設計を進めているところであります。基本設計に基づき、必要な対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 二つ目ですが、現在、瑞穂支所、あそこは昭和35年に建築をされておりまして、バリアフリーが十分でなく、耐震性も極めて低いということで、そういう中で、今後の支所のあり方についてお尋ねしたいと思っております。

現在、保健福祉センター、あそこ、保健福祉の本庁業務の中心を担っていただいておりますが、今回の機構改革等の計画では、保健福祉室ということで残していく一方で、本庁に業

務を移転するという事なんですが、あそこの建物を、具体的に瑞穂支所としての活用というように、そういうことについて検討もすべきでないかというふうに考えますが、町長の見解、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 瑞穂支所を含めた既存施設の利活用は、新庁舎の整備にあわせまして、別途検討することとしております。瑞穂支所周辺の既存施設の活用も含めて検討してまいりたいと思っております。

ちょっと不十分かも知れませんが、以上、お答えしておきます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） もう一点お聞きするんですが、現在の役場庁舎の跡地活用、この建物ですね、それと、老朽化が激しい中央公民館のあり方についてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

現在の役場庁舎は、ごらんとおり、大変老朽化が激しいもので、いずれ解体撤去ということになろうというふうに思いますが、その後の跡地活用についてどのようにお考えなのか、お聞きしておきます。現状を見てみますと、府道と学校施設に阻まれた場所で、利用価値が大変限定的になるというふうに考えますが、お考えをお聞きしておきたいというふうに思いますのと。

もう一点は、中央公民館のあり方であります。現在、中央公民館は、町の式典とか選挙事務等に、広く利用も、使用もされておるんですが、この建物も老朽化しておまして、耐震性からも大変危険な状態であるというふうに思います。今回の新庁舎建設の計画によりますと、新庁舎の大会議室の面積、これは中央公民館の3階ホールの面積と同等規模であるというふうに見ておりますが、そうしますと、今後、新庁舎の大会議室を中央公民館のホールの代替施設としての役割といいますか、そういうことも考えておられるのかどうか、今後の中央公民館のあり方について、お考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現庁舎の跡地活用と中央公民館の活用につきましては、新庁舎の建設とあわせまして、耐震性等を含めて、施設のあり方を検討してまいりたいと思っておりますが、あわせまして、跡地活用については、かなり大きな施設なので、しっかりと第三者機関をつくって検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 3点目に、建設に向けてのスケジュールにつきましてお聞きしておきます。

3月議会での総務課長の答弁では、これからの進め方については、内部でのワーキング会議等で、現場の意見を集約し、設計等に反映していくということにしておりますが、現時点でどのように設計等に反映させることになっているのか。また、各組織、機関等と協議、説明の場を設けるということにはしておりますが、広報とかケーブルテレビ等をフル活用して周知をしていくということで答弁も聞いておるんですが、住民向けの説明についてどのように考えておられるのか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後、新庁舎の基本設計、あるいは実施設計を進めていく段階で、広報等において情報発信を行ってまいりたいと思っております。また、地元地区等への説明会につきましては、適宜開催することとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 最後に要望しておきたいというふうに思うんですが、現在、建築に向けて聞いておりますと、細部にわたって内部協議中というふうに聞いておりますが、残された期間、あともう3年であります。整備スケジュールを見ておりますと、このスケジュール的にはぎりぎりの状態ではないでしょうか。それだけに、なお一層、町民の皆さんに十分な説明、理解を得ることが、基本理念でうたわれております町民の財産として、安心・安全を守る要となる町民のための新庁舎に通じるというふうに考えます。今日まで、審議会等を通して、中学生や高校生の皆さんを初め、多くの町民の皆さんから出された意見やとか要望を踏まえた中での京丹波町のシンボルとしての新庁舎の建設であります。町民の皆さんの思い描く夢が一日も早く実現できますことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山内武夫君の一般質問を終わります。

次に、北尾 潤君の発言を許可します。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、北尾 潤の一般質問を始めさせていただきます。

先ほど、寺尾町長の3期目の出馬の意思をお聞きいたしました。今日の僕の最後の質問は、「町長と語るつどい」に関してなんですが、これ、町政にかかわることですが、あと2カ月ぐらいでやめようとしている方に質問するのと、あと4年頑張ろうとしている方に質問するのでは、答弁の重さが全然違うと思いますので、楽しみに質問したいと思います。

それでは、最初の二つは教育長にお聞きします。

ホストタウンについてです。

ホストタウン構想とは、東京2020年オリンピック・パラリンピック大会開催に向け、全国の自治体と開催国、地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、共生社会の実現、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、政府全体で推進している取り組みです。

本町も、第三次登録に申請し、無事認められ、進められているのですが、政府が定めているこのホストタウン構想の目的には、大会参加国、地域との交流、つまりナショナルチームを誘致し、交流を図るという直接的な目的とともに、地域の活性化等を推進することと定めています。今回は、この点について質問いたします。

また、トレーニングセンターの質問をいたしますが、トレーニングセンターの目的や機能は広範囲に及ぶため、答弁は、全体というよりは、この趣旨に沿った内容のみで結構ですの
でよろしく願いいたします。

それでは、地域の活性化等を推進することという目的において、本町のこれからの取り組みをお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。

京丹波町におけますホストタウン構想事業の目的は、町のスポーツでありますホッケー競技を軸にした合宿誘致の聖地化を目指すものであります。スポーツの振興を図るとともに、合宿の受け入れによりまして、スポーツ施設、道の駅など、商業施設への経済効果、また人の交流により、地域の活性化もあわせて図るものであります。

また、ホストタウン構想のターゲットイヤー、2020年東京オリンピックと翌年の2021年ワールドマスターズゲームズ関西では、海外の方々の受け入れを目指すものであり、さらなる国際交流の推進も目指しております。

今年度においては、京都トレーニングセンターとグリーンランドみずほによる、より効果的なホッケー合宿の仕組みを構築するため、9月中旬に、京丹波町ホッケーキャンプ事業の実施を計画しております。このキャンプは、3日間で実施し、練習試合はもとより、トレーニングセンターによるフィジカルトレーニング指導や、世界で活躍されている講師を招聘し、セミナーの開催など、ホッケー合宿のスキル向上のための機会としたいと考えております。

また、今回の議会、9月補正予算においてお願いをしております京都府補助事業のスポーツ観光聖地づくり事業では、スポーツ観光の視点により、ホッケー未経験者をターゲットと

したフェスティバルの開催、あるいは、トイレの洋式化など、施設の整備においても順次行っていききたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） ホッケーに絞っているのは、前もここで申し上げたことあるかもしれないですけども、すごく効率的でいいかなというふうに思います。

昨日も夜中起きて、ロシアワールドカップ予選、もう行くことは決まっているんですけど、どのぐらい頑張れるんだろうというので見てたんですけど、やっぱり日本人の身体能力、最初から持っているものというのが、海外の人に比べてちょっと劣っているかなと、なおさら、だから頑張って応援したくなるんですけど、そんなのを見せつけられた感じがします。やっぱり、メジャースポーツになると、なかなかその辺の差が大きくなってしまいう中で、日本の中では、ホッケーというのは超メジャースポーツよりは少しメジャーではないので、すごく取っかかりとしてはいいんじゃないかなというふうに思ってます。ぜひ、聖地化というのを進めていただきたいなと思います。

それでは、先ほど答弁にありましたところの、建設され、利用され始めてから2年目を迎えたトレーニングセンターの利用状況をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 冒頭、北尾議員から、ホストタウン等にかかわってということでしたので、そういう立場から、教育委員会に関連のことについて、中心にご答弁申し上げます。

教育委員会においては、昨年5月26日、府立丹波自然公園協力会と締結をいたしました、京都府立丹波自然公園の施設活用によるスポーツ振興・競技力向上及び教育の充実・発展に寄与するための連携に関する協定書を締結したところではありますが、この協定書に基づき、社会体育、学校教育の分野において、京都トレーニングセンターとのさまざまな連携事業を現在実施しているところであります。

具体的に申し上げますと、学校教育事業の実証的な事業としては、中学校ホッケー部のトレーニング指導を昨年度から実施していただいております。また、社会体育事業においても、一般向けのトレーニング実証事業や、ジュニア・アスリート育成プロジェクトを実施し、現在効果の検証を進めているところであります。そのほか、スポーツ少年団の研修事業、体育協会の選手育成など、幅広くトレーニングセンターとの連携を進めておりますので、これら一連の取り組みについては、それぞれの事業が終了後に、トレーニングセンターとともに、その効果検証を行っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今後、今言われたホッケー部のトレーニング指導だとか、一般向けのものだとか、スポーツ少年団に対するものの効果検証というのをやっていくということですが、今後、ほか考えているような取り組みというのがありますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まだ次年度のことです。検討中ですので、具体的というわけにはまいりませんが、今後もジュニア・アスリートの育成・支援、また国際的な大会等でも活躍いただけるようなトップ・アスリートの競技力向上の拠点として、さらに検討していきたいと考えております。また、地域住民の皆さんの健康、体力増進に向けての個別の取り組みを通じた実証事業の継続、複数年の成果を検証するなど、より具体的、効果的な取り組み、活用を考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今回のこのホストタウン構想との関係なんですけれど、せっかく世界のトップ・アスリートが来るので、トレーニングセンターを使っただきながら体を鍛えていただきたいなというふうに思うのと、町に対しての相乗効果というのはいくらに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ホストタウン構想推進事業は、これで2年目を迎えております。

事業の一つとして、先ほど申し上げましたホッケー合宿の聖地化を目指しておりますが、その中では、特に京都トレーニングセンターとグリーンランドみずほとの連携、これが大変大事かと考えております。京都トレーニングセンターは、施設、設備を充実していただき、アスリート食のサポートであったり、トレーニングサポートなどが可能となり、また、グリーンランドみずほでは、東京オリンピックで使用が予定されております最新鋭の人工芝が既に用意されております。

これら広く、こうした京丹波町のよいところを広く、国内外にプロモーションビデオ等を制作し、現在PRを行っているところであります。

こうした中で、今年度、グリーンランドみずほのホッケー場の使用人数が、現時点では、昨年比べて20%上回る利用状況となっていると聞いております。これらは、ホストタウン構想によるスポーツ合宿と交流人口の増加の効果ではないかと喜んでおります。また、京

都トレーニングセンターは、オープンして1年であり、数字上の昨年度との比較は現時点ではできませんが、グリーンランドみずほの例から見ても、京都トレーニングセンターについても同様の相乗効果が既に起こっているのではないかと、それらが地域活性化につながるものと期待をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） グリーンランドみずほのホッケー場が20%使用者が増えたというのは、さくらジャパンの効果なんかも絶対あるかなと思いますので、トレーニングセンターも同じように、町民が使いやすい、町民の目的に合ったような感じで発展していってもらえたらなというふうに思っています。

それでは、二つ目、学童保育について質問いたします。

今年、丹波ひかり小学校の夏季休業中に、学童保育「のびのび1組」は学校の校舎内の図書室で実施されました。夏休み期間中の利用状況をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育1組の登録者は、7月31日現在63名でありました。6月末の登録と比較して、11名多い状況でありました。そのことから、夏休み中のみ入部されると、そういうニーズがあるという状況であります。夏季休業中の1日当たりの利用は、少ない日でも40名程度、最も多い日では51名の利用があったと、そのように認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 場所を今までと移したところで、子どもたちや保護者の反応というのは何かありましたでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この夏季休業中、移動、ひかり小でという中の幾つか課題があったわけですが、その一つに、プールを旧須知小からひかり小へ、毎日、40名から50名が暑い中移動してきたという経過がありますので、そのプールまで毎日歩いて通わなくてもよくなったこと、また、広い図書室や学校施設で伸び伸びと過ごせたなど、子どもたちからも喜んでもらったのではないかと考えています。また、保護者からは、さらに安心して子どもを預けることができたという声を聞いております。

なお、今回のこの夏季休業中に限定した取り組みでありましたので、今回の取り組みにつ

いての成果、課題、改善点等を検証するため、保護者及び指導員から、現在アンケートをお願いし、調査中であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） アンケートというのは、もう、ある程度は内容把握してますでしょうか。もししているとしたら、例えば、特徴的なものだったりとか、多かったものに対して何かあったらお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まだ、最終的な段階にまでは至ってませんが、あえて特徴的ということですので、目にとまったところだけお答えをさせていただきます。

特に、保護者からは、この夏の間ではあったけれども、ひかり小で学童保育を実施していただいて、本当に子どもの安心・安全をさらに実感できたと。それらの具体的なものとしては、先ほど申しましたプールへ毎日移動する、これがなくなって、例えば、交通安全上の問題であったり、暑い中歩くという体への負担、それから、これまで旧須知小のところの保護者の送迎が、大変狭いところ、一定時間に多くの保護者が行くと、その点では、ひかり小学校になって、幾つか課題もありますが、全体としてやっぱり送迎上も非常に安心できると。また、学校に指導員だけじゃなく、学校に教員もいていただけるという点では、万が一のときの対応もお願いできるというので非常に安心だと。それと、旧須知小の施設上、老朽化もし、さまざま修繕を重ねながら使っておりますが、そういう点では、新しい学校施設ということで、施設上の安全・安心、これら、保護者から出ている主なところはそんなことかと理解しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 僕も、この夏季休業中の学童保育に伺って、中を見ました。本当に、子どもたちが伸び伸びとしているなと感じました。

指導員さんにお話を伺う機会があったんで、話を伺ったんですけど、今、教育長が言われたことと同じようなことを言われてました。プールで体調が悪くなったときの対応なんかすごくしやすくなったと、プールのすぐ近くなので、1人だけ待っててもらうか、同じ校舎内なので、先に帰ってもらったりとか、すごくしやすくて、その間に、指導員の目というのもほかの子に行きやすくなったなというのがすごく安心だということでした。あと、今言われたように、保護者の送り迎えがすごくしやすい。旧須知小学校のときは、狭い道を来な

きやいけなかったもので、それがすごくしやすいですということでした。あと、一番でも言われていたのが、子どもがストレスを感じていないのがすごくわかると言ってました。広いから、子どもたちが遊んでいて、それを1回片づけてから違う遊びにするとか、子どもたちが遊びを譲り合ったりするとか、そういうことがなく、みんなそれぞれ自分のしたいことを思い切りできるというのが、すごく見ていてうれしいですということでした。また、あとエアコンがきいていると、そこもすごく、子どもたちが1日快適に過ごせるというのがうれしいということでした。一番、指導員さんもストレスがなくなったなというのを感じました。あと、校庭で遊べるなんかもあったんですけど、時間外のお迎えというのが、2階から1階におりなきやいけないので、ちょっとその辺が不便だなということでしたので、また、それも含めて、検討していただけたらなというふうに思います。

それでは次に行きます。

僕は、この学童保育のことについて取り組み始めたのがお母さんからの要望で、先ほど教育長が言われたように、プールへの移動というのが、一定暑い中歩いて行って、プールで泳いで、また暑い中帰らせるのが、危なかったり、疲れていてかわいそうだということと、あと旧須知小学校の老朽化というのがすごく心配なんだけれどということで、この問題に興味を持ち始めたんですけど、夏休みが終わって、通常授業が再開されると、もちろん図書室は本来の目的に沿って、授業等で使われるわけで、学童保育としては使えません。また、それ以外にスペースがないということは、これまでの答弁で聞いております。だけど、まだ正式には分析ができていないということですが、こんなにもよい反応があったということですので、何とか通年での実施を検討していただきたい、検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 北尾議員からのご指摘は全くそのとおりでとは思いますが、ただ、ひかり小学校で、今回夏休みに限定して、しかも適切な広さのある図書室を利用させていただきましたが、今議員からもありましたように、通年の実施となると、学校施設本来の目的に沿った利用を優先せざるを得ないという状況でもありますので、学童として直接的に利用することはなかなか難しいと考えております。図書室以外にも、ひかり小学校の中に学童保育に利用できる適切な空き教室というのが現在見出すことが難しい状況でもありますので、現状のままでは難しいというふうにお答えせざるを得ないなと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 現状のままではということなので、プレハブの建物をつくるとか、そんなにしてでもやっていただきたいなというふうに思います。本当に、校舎内に学童保育があるというのは、すごく安全で、本当に安心して子育てができるんじゃないかなと思いますので、多分、水回りとスペース、エアコンがあったらいいんじゃないかなと、学童保育を見ていて思いますので、できたら前向きに検討していただきたいなと思います。お願いします。

それでは、最後は町長に質問いたします。

今年も、町政報告や意見交換を行う「町長と語るつどい」が、6月5日から8月8日まで、町内22カ所で開催されました。

そこで、実施状況及び語るつどいにおける町長の発言内容を問います。

参加人数の総数と一番多かった地区、少なかった地区の人数はどうか。これは、別に多いところ、少ないところの地域を特定したいという趣旨ではないので、人数だけで結構です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成29年度「町長と語るつどい」の参加者総数は、男性445名、女性72名、合計517名で、昨年度より21名増えております。参加者が最も多かった会場の参加者数は43名、最も少なかった会場の参加者数は15名でした。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 8回目なので、もうなれてしまって、こんなもんかという感じがするんですけど、ちょっと比較してみようと思ったところ、結構すごいなと思います。

例えば、南丹市で、同じぐらいの、例えば、京丹波町が1万3,800人で、南丹市が3万2,400人なんで、人口でいうと2.34倍なんで、同じぐらいの会場の人数を想定して、何カ所回ればいいのかというと、22カ所掛ける2.34で、50カ所ぐらい、南丹市の市長が町政報告のために回るような計算になります。50カ所というと、土日があるんで、平日、毎週2カ所ずつ回っていくと、ほとんど半年ぐらいかけて回る。半年間あいたら、また次の年、半年ぐらいかけて町政懇談会をするみたいな感じですね。

あと、京都市の人口が150万人近くいるんですけど、これ、京丹波町の110倍なんで、今、少なかった地区は15名というふうに言われましたけれど、これを京都市に置きかえたら、一番少なかった地区が、どうなの、暗算なんでちょっとわからない、1,600名ぐらいになるような感じで、京都市長が22カ所回ったら、一番少なかった会場1,600

名、一番多かったところが5,000名ぐらいになるんですかね、なので、結構すごいことを毎年、毎年やってたんだなというふうに思います。

これ、あと、少ないのは、悪いことだけではないなと思います。何カ所か回らせていただいて見てたんですけど、少ないほうが、一人ひとりが長い時間しゃべれたりとか、質問する割合というのが多かったりするんで、少ないのもいいことなんで、もしかしたら会場数を減らそうかなとかお考えだとしても、少ないからどこかとかくっつけようとか、そういう感じではしないでいただきたいなというふうに思いました。

人数も何か、ちょっとずつ減っているのかなと思ったら、お聞きしたら増えたということなので、まだまだ需要があるなというふうに感じていますので、また次も、3期目出ただけということなので、よろしく願いいたします。

それでは、過去7回と比較して、よかった点と、反省点は何かありますでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民の皆さんと直接ひざを突き合わせて、まちづくりに対する思い、あるいは、そして願い、あるいは声なき声というものを共有できていると、このことで、国や京都府に対しても自信を持って、その願いを届けることができているというふうに思って、大きな効果だというふうに思っているところであります。

今年度、多くの時間をかけてお伝えしましたことは、これからもずっと語りかけるんですが、「未来のふるさと京丹波を創る」という施策について、町民の皆さんが、日ごろ感じていらっしゃる熱意、あるいは意見をお聞きすることになると思います、改めて、このような場が持てたことはよかったと思います。同じ気づき、そして認識、そうしたことが、一つの施策を実行していくに当たって基本になりますので。

私、「町長と語るつどい」の大きな目的は、やっぱり合併後、とにかく不安を持っていらっしゃるなど、先行きということについての不安もあった。そういう方々に直接、自分の努力で済むことなんで、励ましに入っていこうと。そのためには、まず自分から一方的に話をするのではなくて、しっかりと不安を受けとめるということに努めて、基本的な姿勢で臨んできました。本当に、ありていに言うて、好きなことを言わはるなというふうに思いました。むちゃくちゃもう言われるし、やけれど、それらをしっかりと受けとめてきたわけですね。そしたら、いろんな提言に結びついてきたというふうにも実感してます。こんなのは、費用対効果とかいう言葉になじみません。もう、損得抜きに、町民の皆さんとひざを突き合わせて語り合うことが、そのこと自体が財産です。この財産をこれからしっかりとやっぱりまちづくりに生かしていきたいと、そんな思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 僕も過去7回出て、最初の頃、本当、正直、映像見ても、数字ばかり並べて説明しているなどか、ちょっと退屈だったりしたのが、どんどんやっぱり進化して行って、担当職員が取り組みを話して、めり張りつけたりとか、ドローン使った風景なんかはよかったなと思います。

今、町長言われたように、部分で言うと、議員になってから、広報委員というのを何回かやらせていただいているんですけど、町外から来た人に話を聞きました。そしたら、大阪から来た人とか、京都市内から、神戸から来た人と話す機会なんかあるんですけど、一番何が京丹波町に来てよかったかというと、町長と近い、自分の言いたいことが言えると、だから町長が好きなこと言われているというのは、それ自体はすごくいいことなんだろうなというふうに思います。不安を受けとめて、町政に生かすということで、多分、京都市長とか、神戸市長と、そんな簡単に話して、意見が通るというふうに思えないですけど、京丹波町の場合は、人数が少ない分、人口が少ない分、町長とすごく近くて、自分の意見をばしっと伝えられるというのがすごくいいことだなというふうに思いました。

それでは、次の質問に行きます。

先ほども、山内議員のところの説明がありましたように、安栖里をモデル地域にした、景観を生かしたまちづくりというのをずっと「町長と語るつどい」でも、これは100%どの地域でも言われていたと思いますが、そのときに町長の例えとして、西の軽井沢というふうに言われてました。本町が西の軽井沢となるために大切なことや難しいなと思われることをお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に、平成29年度に調査費をつけてもらったということで、しっかりとトップマネジメント、町長として、みんなに知ってもらう責務があるということで、積極的に話をさせてもらいました。

その中で、私の反応で申しますと、「町長と語るつどい」で、最後の閉会の挨拶とか、あるいは開会の挨拶での拍手はあるんですけど、途中で拍手が起きたのは今年が初めてです。景観を生かすまちづくりということの共感を得たというふうに、特に若い層が拍手してくれました。

こういうものの考え方してるんですね。私は昭和17年ですから、昭和20年に戦争が終わって、大変食料難の中で成長したんですね。その当時は、畑、田んぼも含めですけど、

耕地に花を植えるとか、そういうことはもう考えられなかったんです。食料増産、これが国策です。せやけど、今は、畑だけじゃなしに、ハウスをつくって、空気調整までして花をつくって、そしてみんな家庭の中でもそれを消費するちゅうか、めでのわけですね。仏さんの花でも、昔はもうシキミを挿すのが精いっぱい、もちろん神さんはサカキ挿すのが精いっぱい。今、仏花いうたら、非常に彩り豊かで、こういう価値観というのか、受けとめ方が本当に変わったなと思っているわけですね。京丹波町で申しますと、耕地でいろんな食料をつくって、そして山から木を切り出して、そしてそれを出荷して、現金収入を得て、私は、京丹波町、豊かな生活を営んでこれたと思っています。

そのとおりはできませんけれど、やっぱり、それじゃあ、一步翻って、耕地についてはそういう活用の仕方してるんですが、川とか、丘陵ですね、それと山は、私、昔ながらの自然を守るという、非常によいキャッチフレーズで来ているわけですが、ご承知のとおり、放ったらかしになっているわけですね。せやから、荒れに荒れて、そのことがめったに台風が上陸しない北陸に上陸して、そして福祉施設にあれだけの流木が流れてきて、被害を拡大している。今年の九州北部豪雨でも一緒です。山が荒れている結果です。全然浸透しないような状況になっています。昔やったら、マツタケとらんなんで、いろんな山手入れした。いろんな面で、自然を守るという名目のもとに、私は放ったらかしてきたと思うんです。ご承知だと思います。日本は、61%が山、森林の国です。22%が耕地、実に83%が、一般的な表現として自然だと言うてるわけですね。それを保全しているのが、何と国民の3%、3,000万人から3,500万人ぐらいの人で今保全しているということですね。

やっぱり、そういうことをきちっと分析して、京丹波町で、どうしたら新しい時代にマッチした京丹波町にできるんだと、そのことを、今まで自然というものを腹膨らすためだけに使ってきた。もちろん、物質欲求を満たすために活用してきたんやけれど、いよいよ景観に、今少し彩りを添えて、そして住んでいる人がまず心が豊かになると、表現してます、心満タン政策でもあると。あるいは、先ほど申しましたとおり、西の軽井沢とかいう表現は、この地域の出身の事業家が私との会話の中でおっしゃったんで借用してます。私は、ここらが、須知が、宿場町やと、寺尾さん、もう一回復活さそうやないかというご提案をいただいたときに、それじゃあ、昔ながらの宿場町をもう一度再生するちゅうことは非常に困難かもわからんけれど、時代が変わって、とことこと歩いとった時代から、自動車社会に変わったんで、平成の、昭和から平成にかけての宿場町、それは、まさに沿道サービスということになるんですね。これからもお答えしていきたい思うんですが、国道沿いにあるさかいいうてね、その沿道サービスができない部分もあるんですね。今も、町がかかわった国道沿いの財産が

使い切れないということもあつたりしますが、何にしても、「和」にしても、「さらびき」にしても、「丹波マーケス」にしても、これは沿道サービス、自動車社会での一つの私は平成の宿場町だというふうに思ってます。その一番新しいのが「京丹波 味夢の里」ということになるんだと思うんですが。

そのようにして、経緯をしっかりと大事にしつつ、今を守って、将来につなげていくということの表現として、最終目標的な表現として、東に軽井沢あり、西に京丹波ありと、西の京丹波と言われるような、そういう町をつくる。これは、私から言うたら、本格的なふるさとづくりやと思ってます。理想のふるさとでもあります。

今、多くの若者ちゅうんか、人が、都会生まれで都会育ちです。彼らにアンケートをとったら、自分のふるさとのイメージ、そら都会なんですけど、ビルが林立した都会なんですけれど、やっぱり日本の場合は農山村部を想定するという。同じ83%、国土、田舎ですから、同じスタイルで、何ぼ国道27号走っている、あるいは山陰本線が走っているというても、私は差別化ができないと思うんですね。やっぱり一工夫がそこにいる。場所が、まず京丹波町はもう最高の場所です。何せ、京阪神と言われる大消費地を控えています、南。そこから直結しています。1時間半ぐらいで平均来れます。2時間もしたら全部来てもらえる。そういうよい場所にあるわけですね。この場所を生かしたまちづくり。そして、景観も、素材としてどこにも負けない景観があると。そういう場所なんだと、そういう景観なんだということを、気づき、共通の認識とすることから、それが財産なんだというふうにすることから、まちづくりの第一歩に踏み出すというふうに理解している。その一つの言葉の表現として、西の軽井沢という表現もしたりします。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今ありましたように、きちっと分析すると。場所からとか、あと人、それに何を加えたら成功するだろうかというのをきちっと分析してというのは、すごく大事だなと思います。よく言われているのが、パリの市街地とか、ローマの、ロンドンの市街地というのは、あれ、あるものにお客さんがいっぱい来てくれて、観光客が来てくれて、すごく得しているなというふうに思われる方がいるだろうけれど、あれ、めっちゃめっちゃお金がかかっているらしいです。何千億円から、今のお金でいくと何兆円までかかっているかもしれないです。その人の流れとかを分析して、つくり直しているというふうに聞いたことがあります。

今回の京丹波町のこの景観を生かしたまちづくりも、もちろんお金をかけるんですけど、

いっぱいかけろということではなくて、しっかりと分析して、景観をつくっていくというところにごく意識を置いてやってもらいたいなというふうに思います。

町長が、これも「町長と語るつどい」で何カ所かは言ってたんですけど、和知地域っていうのは、昔は豊かだったんだと、全員が全員ではないかもしれないんですけど、相対的に豊かだったと、だから人形浄瑠璃みたいな文化が生まれたりとかしたんだというふうに言われてました。そういう歴史を踏まえた上で今がある。町長言われてたように、今を守って将来につなげると、そういう感じで、歴史も町民と共有するというのが大事ななと思います。

大切なことは何ですかという質問で、イメージを共有することと答えてくれたんで、全く僕と同じです。逆に言うと、困難だと思われるのは、町民がイメージを共有しないまま、この観光地をつくるというところだけで、町長とイメージを共有していない場合というのが、すごくややこしいことになるかなと、10年、20年かかりますよとか、こういう歴史に基づいてこんなふうにしていく。そんなのをどんどんどん発信していってもらいたいなと、しっかり発信して、イメージを共有するというのをやっていただきたいなと思います。

それでは次の質問です。

今回の「町長と語るつどい」の中で、安心・安全の施策を3本柱の1本として上げておりました。

新規事業として、耐震シェルターの設置に補助金を出すとありましたが、耐震シェルターとはどのようなものかという内容と、あと、1個当たり、条例に30万円とありましたが、補助が出るのに必要な要件をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと補足、担当課からさせますが、本年度から耐震シェルター設置に係る補助事業をしました。国及び府補助金要件を基本に補助することから、対象者が限定されました。しかしながら、町民全体の安心・安全を考えますと、子どもから高齢者まで、全ての町民の命を守ることが大事だと考えております。

今後におきまして、より町民の皆さんに活用していただけるように、今、北尾議員求めていらっしゃらなかった、これから求められるんだと思うんですが、補助要件も見直していきたいと思っているんですが、そうなんです、ことし3本柱で、命あつての物種という、私は、単に、思いつきでこれも出したんではありません。2011年3月11日、東日本を襲った大地震と後の津波、もちろん福島原発あるんですが、2013年に、京丹波町はラジオ体操をやったんです。そのときのデータをちょっとたまたま見とったんです。そしたら、何と2011年の7月に、たしか夏なんです、北緯40度運動公園でラジオ体操をやっているん

ですね。もうびっくりしたんです。大体、北緯40度いうたらわかりますので、びっくりして、どこだっということまで調べたら、いわゆる三陸海岸に面した普代村でした。ここでは、当時、10期40年、村長務められた和村幸得さんが、過去、昭和8年、明治29年の大津波に、三陸沖大津波にちなんで、15メートルの津波が来たと。そやから、どうしても15.5メートルの防潮堤をつくりたいという強い決意のもとに、それを実施されているわけですね。そのことによって、防潮堤の中にいた村民は1人も命を落とさなかった、あるいは家屋も、床上浸水もなかったと。もちろん越えたんですよ、越えても、どんと来ないと。そういうことを参考に、このシェルターのこと、職員に言うて、指示して、今年から実施しました。命あつての物種です。

もう一つ、よく言いますが、釜石の奇跡です。今、東大の教授になられたようですが、当時、群馬大学大学院の片田敏孝さんが、釜石に入って、避難訓練をどんどんされていたんですね。そのことによって、当日、同行していた保育園から小中学生と書いてますが、3,000名以上が、1人の犠牲者も出してないということ、やっぱりいかに備えが必要か。こういうことを実施しよう思うたら、損得やないですよ。費用対効果やないです。やっぱり、命を守るんだという、正しいことなのか、よいことなのかをもう多くの基準にして、避難訓練、学校でもしていたと思うんですね。あるいは、普代村だってそうです。15メートルいうたら、反対者があつて、裁判してでも、それを、命を守るんだということで実施されているんですね。

私、このシェルター、その一環で、職員と協議をしました。これは大事だと思つてます。これからも、役場についても、どっちか言うたら、防災拠点的にちょっと遅れとつたなというふうに私は思つてます。今後も、京丹波町全域を見直して、防災拠点等の整備については精力的に取り組んでいきたいというふうに思つております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 現在の京丹波町が実施しております補助要件といたしましては、高齢者、障害者等が居住する昭和56年5月以前の木造住宅を対象としておりまして、補助金につきましては、設置費用の4分の3、最高30万円ということになっておりまして、内訳といたしましては、国4分の1、府2分の1、町4分の1となっております。例えば、40万円の設置をしていただきましたら、30万円の補助金と自己資金10万円が必要ということになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） ちょっと整理するために関連質問として考えていたやつ、先言ってしまうので、なので、次も、やっていただけるということなんですけれど、これ聞いたとき、本当にいい施策だなと思って見ていたら、余りにも対象者が少な過ぎるのではないかなと思いはじめました。高齢者、障害者がいらっしやって、昭和56年5月以前の木造住宅、大分、この対象者というのは限られてくるんだろうなと。特に、例えば、子育て世帯なんかは、完全に無視されてしまってます。高齢者も障害者もちろんですが、赤ちゃん、子どもがいる家庭も絶対に守らなければならないと考えます。また、新築の家も対象にしたほうが、例えば、町外からの移住者などにも、京丹波町は本当に安心・安全な町だと思ってもらえるのではないかと思います。耐震シェルターの補助要件を大幅に緩和してもらいたいと思います。

避難訓練の話も出たんですけれど、避難訓練って、何も、学校とか町とかで、みんなでやるものだけではなくて、例えば、地震が起きたら、この部屋に逃げ込みなさいとか、家庭内でも十分できることじゃないかなと思いますので、町長が今、正しいことかどうかで判断したということですので、補助要件を大幅に緩和してもらうことを強く求めまして、次に行きたいと思います。

次も、何かちょっと刺激的な言葉だったので印象に残っているんですけれど、人口を増やすことを目的にする施策がよいと思わないと言われてましたので、その意図をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。逆説的に表現したんだと思います、そのときのことをよく記憶しておりませんが。

単に、民間の方に住宅開発してもらって、そして20年なり30年なり住んで、子育てを終えられて、そして子どもさん、お孫さんが町外にどんどん出ていかれて、活躍されると。両親が残って、京丹波町で終の棲家として選択されて、残っていただくというような、私のちょっと見た歴史で、経緯でも、歴史という、あるわけです。そういうことに今現在必死のタッチで、町税納めてもらっている人に負担してもらって、そして税金を使うというような施策は好ましくありませんという意味なんです。

もちろん、私は、トップというものは、将来にわたってのお金を使った、投資したということについて、本当に責任があるというふうに理解して、この町長職務を遂行しているんです。そうした立場から言うと、いろんな全国そういう失敗例見ますので、京丹波町ではそういう失敗は許されませんよという意味で、人口を増やすための施策は感心しませんということをよく言います。やっぱり、ほんまもん以外は、終の棲家として両親はこの京丹波町に

I ターンされたとしても、子ども、孫はそんなふうには思わないという意味です。これ、もう話をしかけたら切りがないので、この程度の答弁とします。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 全く打ち合わせをしなかったんですけれど、僕の意図を、こうだろうなど、こう意図してんのかなというところと全く同じようだったなと思います。

僕、議員になってから、多分2年目だったと思うんですけれど、町長室を訪れて、町内のある団体がやっているイベントに町としてもっと協力してもらえないだろうかとお願いに行きました。僕としては、町外からも人が集まるすばらしいイベントだし、運営者はめちゃめちゃ苦労して頑張っているんで、何とか協力を、具体的に言うと補助金ですね、お願いに行ったのですが、町長の答えは、パワーゲームには参加しないということでした。北尾君ねって、お金を出せばできることで、よりお金を多く出したほうが勝つようなものは、近隣のもっとうちより資本力のある自治体があったらうちは負けるんですよって、その自治体が成功したとして次はどうなると思いますか。その自治体よりもっと何倍も資本力がある自治体が、同じやり方で物すごい豪華なものをつくり、そこが勝つ。結局、目先の華やかさに惑わされて判断を間違ったら、いつの間にか資本力のパワーゲームなんかに参加していて、取り返しがつかないことになるんですと説明されました。実はこれ、実際に現状はそうなってます。

それからは、僕は、町民の方から、例えば、鳥取の自治体で、移住してくれた若い夫婦に2,000万円の家をプレゼントするらしいよ、うちでもこういうのやったらいいのにと言われても、今みたいな説明をして、結局パワーゲームになるからと、2,000万円じゃなくて、3,000万円のところやり出したりとか、あと、もっとお金があるところはそれを100軒やり出したりとか、そういうのは京丹波町としては全く意味ないということを説明しています。それよりも、観光協会を通じて、お祭りの補助金を出したり、各地域の振興会の活動を高く評価して、協力したり、補助金を出したり、補助したりなどで地元を活性化させる取り組みの先に、結果として、少しずつ人口流入も期待できるような気がします。

それでは、次の質問に行きます。

第一次産業従事者の疲弊が危惧される中で、最後に食料生産地が勝つと思いますって言うてました。その根拠をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 真の自治体になり得る条件があるということです。都会が何ぼすばらしかっても、まず食料がなくなったら、一番被害が出てくると。先ほど、山内議員さんだっただと思いますが、お答えしたように、水もあるし、空気もあるし、食べ物もあるし、燃料も

あるしということなのですが、日本って、ここ書いてくれているんですが、農林水産省の数字ですから間違いはないんですけど、カロリーベースで38%、こんな先進国は、こんないびつな国はありませんね。それでも、今は、もうかりやよいつちゅうんか、経済最優先というんか、費用対効果というんか、そういう意味で、こういう国にみんなが選択をしています。

私が先ほどから言うてる、非常に困難が伴うその景観を生かしたまちづくり、これは、やっぱりしっかりとしたビジョンあるいは設計図書ができれば、やっぱり多くの、一般的な表現しますよ、よそ者とか若者とかいうんですね、いわゆる大学生なんかのボランティアに相当程度加担してもらおう。もちろん、総理大臣が、地方に地方創生でお金をいっぱい交付してくれはると、そういうときにはだっとスピードアップすると。また、総理大臣がそういう考え方でないときには、少しずつ事業を進めていくということになるんですけど。第一次産業、そういう意味で大事です。

日本は、非常に水が豊かな国なんですね。水が世界で10番以内ぐらいに入ってます。そういう国ですから、我々の先祖が、大体3,000年前ぐらいの先祖が、農耕の中でも、狩猟採集生活から農耕に大体世界的に切りかわったの1万年前ぐらいです。その中で、日本は、水田農業を選択してます、先祖が。これは、農業の中でも一番重労働です。当時、ほとんど木の先に銅とか金具をちょっとつける程度の農具ですから、非常に重労働を覚悟したわけです。そのことが生活を安定さすという選択です。重労働に耐えて生活を安定するという意味ですね。

そういう我々の先祖ですから、まちづくりについても、USJを誘致すると、言うたらいかんけど、南丹市が例えばできた、誘致したやん、できた、あるいはディズニーランドができたとしても、由布院みたいに、別府の裏にあって、そのおこぼれで、十分そっちのほうで力を増すという意味ですよ、そういう意味で言うと、ほんまもんのふるさとが、そういう大規模の誘致事業の裏に、奥にあっても、私は生き残れる。せやけれど、同じ施設で競争したとしたら、先ほど言うてくれはったとおりです、負けてしまいます。大企業に必ず負ける。そうじゃない、いっぱい呼んでくれはる人があったら呼んでもらったいいんです。うちは、京丹波町は、独自の、よそと全然違うふるさとづくりをする。1回のぞいてみようかっていうて来てもらおう。最初は観光ですね。そのうちに、たまに見に行くとより住んだほうがよいなというふうに思ってもらおう。いわゆる、都会生まれで都会育ちの人も、やっぱり終の棲家は、本格的に自分で土地を買って家を建ててもらえるような、そういうふるさとを建設したいという意味です。

第一次産業で、ちょっとそれてますけれど、やっぱり第一次産業を大事にしたら、必ず勝

利するっちゅうより、生き残れるということをここで町民の皆さんに強調したんだと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 僕、特に議員になってから、予算を見るようになって、獣害被害に6,000万円から9,000万円、毎年かけていたりとか、あと、川が堤防崩れたら、畑、田んぼのそばだけと言ったら変ですけど、直すのに何億円もかけると。これ、割に合ってるのかなっていうふうに最初は思ってたんですけど、今回、最後に食料生産者が勝つと思いますの中に、多分そういうのが含まれてるんだろうなと思います。

カロリーベースで38%の自給率というのが異常だという話がありました。教育長とも、将来どんなふうになっていくんだろうという議論をここでしたことあるんですけど、経済発展を支えた製造業が、多分、これから日本は、そんな簡単に利益出せなくなるんじゃないかなと言われてます、人口も減っていくんで。その後に来る高度、もう来てるんですね、高度サービス業というのが、アマゾンとか、グーグルとか、アップルとか、ああいうのに日本が全くついていけてないと、どうなるんだろうと、すごく教育面で議論したことあるんですけど、最後は、やっぱり自分で食べるものは自分でつくれる、それが強いんだろうなというふうに、何か、いろんな対応できない事態が起きても、やっぱり食べるものは自分でつくるというのは強いと思います。戦時中なんかがそうだったと聞くんで、そういうのを含めて残しているんだろうなというふうに思いました。

それでは、次に行きます。

これも結構聞いたんですけど、この町は絶対失敗できない、言い方がそのときそのときで違って、「絶対に」というのが「1回も失敗できない」とか、結構強いニュアンスで言っていました。こういう発言があったんですけど、僕は、寺尾町長が言ったこの発言は、一般的に、自治体の首長が言う、町民の税金を1円たりとも無駄にできないというニュアンスとは違うと捉えています。わざわざ「この町は」としてますし、何よりも違和感を感じたのは、基本的に、町長は悲観的なことを言わずに8年間やってきたと思います。2014年に都知事選にも立候補した増田寛也さんが座長を務める日本創世会議というのが、将来の存続が危ぶまれる消滅可能性都市を発表したときにも意に介さず、京丹波町は絶対に滅びませんと言いつけていたことを初め、楽観的な発言がほとんどだったと思います。その中で、この町は絶対に失敗できないという言葉は、強い責任感とかなりぎりぎりの切迫感が伝わってきます。どういう意味で言われたんでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 簡単に言うと、舞鶴市で住居しながら京丹波とか瑞穂、あるいは園部、八木、あるいは京北、美山と、ずっと町長さんとおつき合っていました。余りにも平たく言うて潰す人、建てる人の繰り返し、私は目についたんですね。そういうことしとったんでは、この今3町合併した京丹波町、将来が、未来がないという意味で失敗は絶対許されません。失敗というのは、未来の人から、今は成功やっても、もう何年か後の人は、これは失敗やなと思うようなことはできないと。それが正しい投資なのでね。そういう認識の人が少ないというふうに思っておったんですね。みずから戒める意味においても、京丹波町の町長は絶対失敗は許されない。もっと言うと、手戻りさえ許されないぐらい非常に財政運営もしっかり取り組まんなんという戒めで言ってきました。

何回も言うんですが、善悪とか正邪で全て判断しています。先ほどのでも、さらに追加して言わせてもらいますと、ご承知のとおりです、田んぼで米を1キログラム生産するのに3.6トンの水が要ります。畑物と言われる大豆で2トンです。トウモロコシが1.9トン、牛肉に至りますと20.6トンの水が要っているわけですね。それを水のないアメリカの西海岸あるいはオーストラリアから、安いからといって入ってくるんですね。それは、やっぱり地球的にものを考えたら、これは私は悪やと思うんですね。そんなことをして、人類以外のほかの全てのものによいはずがないんですね。そういう判断です。人間が万物の霊長だと自分で思っとるわけでしょう、一番えらい。えらいんなら、やっぱりそういう人間以外のことも考えて今を生きていかんと、その判断基準が、善悪から言うたら、そんな水のないところでつくったものが安いさかいと買うとって、よいはずないんですね。いつか日本も金を出しても物が入ってこんということも想定されます。それが地球規模の、あるいは人類が万物の霊長だと自分で認め、誰も認めてないかもわからんけど、そういう立場、責務だというふうにこの話はしています。失敗は許されないということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 実は、僕が議員活動をする動機というのが、このまちに対しての危機感でした。少子高齢化や縦貫道の連結による通過のまちになることは共有されていますが、その対処法というのは本当に難しいです。今はやりだからとか、インパクトがあるから、または他自治体が成功したからということだけで取り組むと、あっという間に取り返しがつかないことになると思います。

畑川ダムで水が豊富に取れるようになったときに、町民の人たちから結構言われたのが企

業誘致、これから頑張れるなど、早くやってくれと言われて、もちろん取り組みたいと思って、町長もちょっとでも話があったら、どこにでも行くと言っているので、真剣に取り組んでいるんですけど、やっぱり難しいです。こう言っている間に、並河の工業団地にはまた新しいでっかい工場が建っていますし、あれは人が集まるということだと思います。労働者が京都市内から20分ぐらいで来れてしまう。長田野工業団地は、工業団地の中に高速道路が通っているので、流通がすごく便利です。つくったものをすぐにどこにでも運べるという感じで、その間にある京丹波町に企業を誘致するというのは本当に難しい。だからこそ、どこにでも行きますと町長は言うんでしょうけど、難しい中にあります。

いろいろ挙げていったら切りがないんですけど、財政面でも他自治体、周りの自治体よりも一番小さい予算規模ですし、地形も、亀岡のほうが平たい平野があって、米づくりに適した感じになっているのかなと思ったり、めちゃめちゃ難しいなと思っています。でも、地道に取り組む子育て教育施策を初め、町長が最低10年から20年かかるといった観光都市に向けての施策や第三セクターについての取り組みなんかは、1年1年の検証はもちろん大事ですが、同じぐらい20年、30年先の理念に基づいた取り組みが大事だと考えます。

11月の町長選挙は、局所的なことが論点になり、そのような議論に終結するのではなく、相手候補もぜひ、このまちは絶対に失敗できないという危機感を共有して、理念のぶつかり合いになることを期待して、僕の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（野口久之君） これで北尾 潤君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。11時15分まで。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 平成29年第3回定例会における山崎裕二の一般質問をいたします。

今回は、最後、16回目ということです。16回全てやってきたわけですが、緊張しております、いつになく。5項目起こしていますので、それぞれ教育長なり町長なりに答弁をいただくということでお願いいたしたいと思います。

まず、ジュニアのトップアスリート支援について質問をいたします。

国際大会または全国大会などでトップクラスの成績をおさめるジュニアアスリートで、かつ、町内在住の方は何人か。また、競技種目は何をされているか、教育長、答弁を願います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず、小・中学校においては、ホッケー競技のスポーツ少年団、中学校においては蒲生野中学校、瑞穂中学校のホッケークラブが、順位は毎年ありますが、毎年全国大会に出場する活躍をしております。また、高校生では、町内在住の３年生の男子生徒が文部科学大臣杯日本カヌースプリントジュニア選手権でカナディアンペアで準優勝、そしてまた３年生の女子高校生がパワーリフティング世界選手権で銀メダルを受賞されていると、そのように承知しております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 今言っていた以外にも、例えばチアリーディング、これはスポーツになるのかちょっとあれですが、アメリカのほうでかなり好成绩をおさめたとか、そういったところも新聞のほうでも紹介があったかなと思いますので、そういったところも含めていただく感じで考えていただければと思います。

先ほど言われていたように、町内在住の女子高校生、今日たしか大学の合格発表やというふうに聞いています。日曜日にＡＯ入試を受けて、パワーリフティングを続けるべく京都学園大学を受けて、そして今日合格発表、本人は、今日は農芸高校の関係で和牛の大会に東北のほうに行っているみたいなのであれなんですけど、そういうふうに、言うたら彼女は成績も優秀で、国立の農学部、そっちのほうに行くんじゃないかなとか思っていたんですけど、どうやら地元のほうでパワーリフティングを続けると、そういうような状況にあるようです。

そういったところから、町内在住のジュニアアスリートの活躍というのは、町にとってどのような効果があると認識しているか答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 若い世代の皆さん、スポーツの中での活躍は、町民の皆さんに希望、活力というのか元気を与えていただいているものというふうに考えております。そのため、広く町民の皆様にもそうした活躍をお知らせしたいと考えており、ケーブルテレビ、広報紙で周知し、特に世界大会、全国大会で優れた賞を受賞された場合には、役場や支所に看板等を設置し広く広報したいと、そのように思わせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 若い彼女たちを応援することがやっぱり町の元気にもつながってくる、それを引き続き頑張っていただけのように、町としても応援していただくと、そういうよう

な体制ができればいいなというふうに思っております。

では、昨年10月に発表のあったスポーツ庁長官による競技力強化のための今後の支援方針、いわゆる鈴木プランを町としてどのように受けとめ実践しているか、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ありましたような競技力強化のための今後の支援方針では、過去のオリンピック・パラリンピックの成果、課題を踏まえ、2020東京オリンピック・パラリンピック大会で日本が優れた成績をおさめることができるように支援すること、また強力で持続可能な支援体制として構築、継承することを目的に方針が定められたと承知をしております。

鈴木プランの競技力強化など、専門的な分野に関して、町として直接的にかかわっていくことは難しいことだと思いますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会、あるいは2021年のワールドマスターズゲームズ関西など大きな大会が近づく中、町全体として、スポーツに対する機運を高めることを目指していきたいと思っております。そのため、京都トレーニングセンターと連携をしたジュニアアスリート育成プロジェクト、オリンピックの知識や経験にふれる機会を設けるオリンピック・パラリンピック教育推進事業、またホストタウン構想など、さまざまな取り組みを通して、地域の活性化、スポーツの振興につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今もありました京都トレーニングセンターの利用状況が先ほどの新聞に取り上げられておりました。これはトップアスリートとかはちょっと関係ないかもしれませんが、測定指導の利用者が、目標は年間延べ1万2,000人と設定したといったところだったんですが、開業初年度となる昨年7月から3月末までの9カ月間で2,330人あったというようなところがあります。これは、分析されているコメントとしては、「施設の認知度不足に加え、主な対象とする府内のジュニア選手や指導者に対してスポーツ医科学をどう活用できるか十分に伝え切れなかったということである。個人やチームごとの目標に合わせて、テーラーメイドで対応していく。京都から全国や世界に羽ばたく選手が育つようにお手伝いしたい。」というふうに、そういった反省を踏まえて意気込みといったところがあります。

トレーニングセンターのオープンの後であった講演会とか、先ほど世界大会でも好成績をおさめた子たちが講演会を聞きに来ていました。そして、質問もしていました。どういうふ

うにトレーニングセンターとかかかわっていけるのかなというのが、私らも見ながら、よいかかわりができたらいいのになと、せっかく京都トレーニングセンターができたんやからなと思って、そのときは聞いていました。それで、まだまだ多分、いろんなところで京都トレーニングセンターでできることがいっぱいあると思うので、またその辺も教育委員会としていろいろと活用のことを考えていただきたいと思います。

四つ目ですが、国際大会または全国大会などへの出場に際して、どのぐらいの費用がかかっているか把握できているかお答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 京丹波町立学校クラブ活動大会等補助金交付基準や京丹波町社会教育関係団体育成等補助金規程に基づき、全国大会出場に対する経費を補助しておりますので、補助を行っている競技等の経費については当然のことながら把握しておりますが、ただ、現在、補助対象となっていない競技の経費については、教育委員会としては把握はしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） そういうことになるかなと思います。

私も、先ほど言われていたチアリーディングの中学校2年生の女の子、アメリカに行ったときにどれぐらいかかったんやという話を聞きました。最初50万円要ると。そして、帰ってきて、まだちょっと足らんかったということで、十五、六万円、追加で要るということになったということであったり、あとパワーリフティング、ベラルーシですね、ちょっと行くのに大変だと思いますので、恐らくこれと同程度のお金がやっぱりかかっているんじゃないかなと思います。なかなかトップアスリートになっていく中で、そういった大会に羽ばたいていく上で、経済的に、家庭としては苦しくなるんじゃないかなといったところも見え隠れするような話を聞いております。

そこで、五つ目なんですけど、例えば久留米市、私、こっちに帰ってくるまで久留米市に8年近く住んでいたんです。3週間前にも久留米へ、九州のほうへ行ってきたんですが、久留米市では、国際大会や全国大会で活躍することが期待できるジュニアアスリートに対して、年間1人50万円を上限とした支援をするというようなことを打ち出しております。七、八人が対象になったみたいな新聞記事を向こうの西日本新聞が取り上げておりました。

そういったところから、これも当初予算の段階で把握できたことでしたので、そういった自治体もあるんやなということで、ケーブルテレビの放送もちょうどそのときにありました

ので、町長と語るつどいでも同じことを言わせてもらったことがあるんですが、それで五つ目ですが、国際大会や全国大会などで活躍が期待できる町内在住のジュニアアスリートが思う存分競技に打ち込めるように、練習や遠征、合宿、大会出場などに必要となる経費に対して経済的な支援を行う考えはないか、教育長の答弁を願います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現在、近畿圏以上の小・中学校のクラブ活動大会等に出場する場合は、交通費、宿泊費、食糧費の補助をしております。また、スポーツ少年団では、全国大会出場の際の補助を行っているところではありますが、現在のところ、それ以外の支援については検討をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 競技を続けていく上で切実な問題として、こういったところの教育委員会の関与といったところを検討いただくように要望しておきます。

二つ目ですが、認定こども園開設と並行した利用料の無償化についてです。

保育所利用料、子育て支援センター使用料及び保育所費それぞれの平成28年度決算額は幾らか、保育所費総額に占める利用料の割合は幾らになるか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成28年度見込み額についてですが、保育所利用料が3,536万5,060円、子育て支援センター使用料が208万8,000円、保育所費総額が3億1,770万1,005円です。保育所費総額に占める利用料の割合は11.8%となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 決算書から出していただいた数字になるかと思います。ちょっと決算書が手に入る段階がこちらもあったので、こういった質問をさせてもらっています。

同じように、幼稚園利用料及び幼稚園費それぞれの平成28年度決算額は幾らか、幼稚園費総額に占める利用料の割合は幾らになるか、答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 幼稚園利用料は241万2,000円、歳出における幼稚園費は6,234万7,535円であり、幼稚園費総額に占める割合としては3.87%になります。

なお、幼稚園利用料に延長利用料やマイクロバスの利用負担金等を含めた歳入総額は36

4万6,120円であり、その際の幼稚園費総額に占める割合は5.85%ということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今言っていた数字、特に工事請負費、年間に発生している、多い年があれば少ない年もあるんですが、例えば保育所だったら、昨年度の決算では1,000万円以上、工事請負費がかかっていると。幼稚園でも100万円ぐらいかかっていると。そういったところも除いた場合でも、大体、今、利用料合計が、総額から工事請負費を引いたとしても、大体12%とか、4%から5%の間になるかなというような数字が導き出せると思います。これは、平成26年度までは多子世帯とか、利用料の関係がまだなくて、平成27年度からあるようになって、保護者から負担いただく利用料としても大分、額としてはぐんと減っているような状況にあります。ここ二、三年の動きとして、そういった多子世帯、町も所得要件なしとか、いろんな要件なしで無償化に近いことをしていっているというようなことがあります。

その中でも、保育所費、幼稚園費の大部分は一般財源を財源としているわけです。事業として、多額の一般財源を投入する意義をどのように評価しているか、それぞれお答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 就学前児童における教育・保育の場の確保、また保護者の就労支援の観点からしますと、将来にわたるまちづくりへの投資として、行政が担う施策において重要な意義を有しているというふうに評価しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、町長から答弁いただいたのと基本的には同じ立場に立ちますが、特に就学前教育がその後の人格形成において極めて重要であるという観点に立つと、特に手厚い、こうした施策を実施することは、教育的な観点からも必要であると、そんなふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） そこで、町子ども・子育て審議会設置当初、ちょっとこれ、質問項目とはずれるんですが、審議経過から鑑みて、私も当初、福祉厚生常任委員会の委員から選出

で参加させてもらった経緯があるんですが、もうあれから大分たつと。そして、まだ認定こども園にならないんやと。今、生まれた子が4歳とか5歳になるときにやっと認定こども園になるんやでという話をすると、もともとそうやったんやろうかというようなことを疑問として思うわけです。あの当時、もっと早いことできるような感じで議論をしていたんじゃないかなと私も思うし、周りの方もそういうニュアンスで、もう二、三年後には移行するん違うやろうかという話で、認定こども園の、今この時期に話しているのはそういうことなんやろうなということで思ってたわけなんですけど、認定こども園開設に向けたスケジュールというのは、もともとこんなもんやったんですかね。当初より遅れはないのか、答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成27年3月に策定をされました京丹波町子ども・子育て支援事業計画においては、認定こども園への移行を目標に定め、取り組みを進めるものとし、教育・保育施設の新規整備の目標値を平成31年度とされていました。この計画を受け、教育委員会内に認定こども園建設推進室を設置し、認定こども園開設に向け、基本計画の検討をしまりました。その検討プロセスにおいて、よりよい就学前教育を実現するには、現場職員、保護者、地域の皆さんの声をしっかり取り入れ、就学前児童施策として取り組めるよう、改めてスケジュールについても検討をしたところであり、その結果、平成34年4月1日開園を目標に現在、取り組みを進めているという状況であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 平成34年に平成31年と言っていたものがなったということですが、当初より3年ぐらい遅れるということなんですけど、その遅れることに、当時、子ども・子育て審議会に携わった者として、何もそういうことになったんやということを聞いていない方がいてこんな質問になったんですが、そんなことです。

認定こども園の開設によって、認定こども園費はどのくらいになると算定していますか。保育所費と幼稚園費の総額と比べると、どのような傾向になるのか、あわせてお答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 認定こども園の移行に際しても、教育・保育サービスの水準を落とすことなく移行するよう取り組んでいることから、さまざまな経費は増える可能性はありますが、丹波地区において3園舎が最終的には1園舎になることを踏まえると、町内全体の認

定こども園に関する施設の維持管理経費はできる限り抑えることができるようにしていきたいと、そんなふうに想定しています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 当時、認定こども園の審議会に携わっていたときです。福祉の委員としてやったか、それとも幼稚園のPTAの会長やって、その後もちょっと引き続きしましたので、どちらかは忘れたんですが、上豊田保育所と須知幼稚園と下山分園のあり方も統合が一番望ましいというような事務局サイドからの提言がありました。私は、幼稚園も保育所も残していいんじゃないかなというふうな立場にいたんですが、私と数名がいたんですが、総意として、全体の流れとしてはそういうふうになったと。当然、何か財政が厳しいのでというようなことが事務局サイドからの説明にあった、2園舎にしたとしても維持するのは難しいだろうと、だから統合するんだということで、認定こども園になるに当たって、特に丹波地区は、事業費としてはちょっと抑えるというようなことになるんやろうなと。もちろん、イニシャルコストもそうですし、ランニングコストもそうなんやろうなというふうに受けとめておりました。

例えば、それに伴って提案をしたいことについてなんですが、大阪の守口市ですが、数年前まで人口密度が日本でも有数の、今も10本の指に入っているかなと思うんですが、超過密の自治体です。そこに、市内に住民票がある0歳児から5歳児の保育料を無料化すると、今年からやっております。これは何かというと、子育て家庭の負担を軽減することで、若い世代の移住を促進する狙いであると、親の所得制限は設けないとか、そういうことです。そして、担当者は、全国的に子育て支援に政策が移行する中、財源確保を待っては遅れをとる、スピード感をもって行わないと人口流出は防げない、先ほどもちょっと人口の話がありましたが、そういうふうに話していると。

8月23日の公明新聞にも特集がありました。それは、育児スタイルの負担を軽減していることに役立っているということで、OECDの資料によると、日本の幼児教育支出の公財政負担の割合は45.2%と、OECD平均の82.1%を大きく下回っているような状況にあるということです。少子化への克服であるとか長期的な視点に立つと、貧困防止にもつながるといって、守口市は踏み切ったと。守口市はこれに並行して、うちもそうなんですが、新庁舎のことがありました。守口市も庁舎の建てかえであるとか、会館の跡地に建てるか、そういったことも検討する中で、三洋電機の本社ビルが守口市にありましたので、それを使ってやった場合、どうなるだろうかという三つのシミュレーションをしました。建

てかえであるとか、会館の跡地に建てた場合、100億円を超えるというような事業費、総整備費用になるといったところだったんですが、三洋電機本社ビルを使うことによって、64億6,000万円といったところで整備ができるだろうといったところもあると。これは当然、長い目で見た事業費のことも関係しているだろうし、一方では、こういった市庁舎の経費を抑えつつ、一方では、保育の無料化をしていくと、そういったことを同時に打ち出したわけです。

そういったこともありますので、我が町も認定こども園開設と並行して、利用料の無償化を行い、子育てに伴う保護者などの経済的負担を緩和し、安心の子育て、さらには子育て世代の定住を促進し、持続的に活力あふれるまちを体現していくための起爆剤、推進力とすべきではないかというふうに考えます。この点についての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 子育て、教育のまちを目指し、現在においても、少子化対策における第3子の無償化、低所得者対策における減免措置等の施策を実施し、国・府の水準は十分確保し、町独自にも上乘せの施策、充実を図っているところであります。

認定こども園の利用料については、適正な利用料になるよう、今後検討していきたいということで、現時点で無償化についてはテーブルの上には乗っていないという状況であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 議員任期がもう最後になってしまっておりますが、ぜひテーブルに乗せていただいて、そこは捨ててしまうのではなくて、それも踏まえた検討をしていただきたいと。

三つ目ですが、教育委員会提出書類についてです。幼稚園の入園児に提出を求める書類は、進級時、全て同じものの新規提出が必要となっているか、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 幼稚園では、進級時に新規提出いただく書類は、現況届として支給認定申請書、災害共済給付制度の加入のみとしております。保健調査票と園児調書は、毎年保護者に返却をし、その上で、必要があれば申請、変更等を記入していただき、再提出をしていただいているという状況であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ちなみに、入園児に提出を求める書類は何枚になりますか。わかっていたら、ちょっとお答えください。

- 議長（野口久之君） 西村教育次長。
- 教育次長（西村喜代美君） 先ほど教育長が述べましたように、支給認定のほう加えまして、6枚を提出しております。
- 議長（野口久之君） 山崎君。
- 9番（山崎裕二君） それでは、小・中学校ですが、小・中学校の入学時に提出を求める書類は、同じように、進級時、全て同じものの新規提出が必要となっているかお答えください。
- 議長（野口久之君） 松本教育長。
- 教育長（松本和久君） 小学校・中学校ともに、進級時に共通して新規に提出をお願いする書類は、四肢の状態の検査問診票のみです。その他入学時に提出いただいた書類のうち、保健調査票、緊急連絡先等を記入した個人カード等については、毎年保護者に返却をし、修正・変更のみ記入していただいて、再提出をお願いしている状況です。
- 議長（野口久之君） 山崎君。
- 9番（山崎裕二君） 同じように、ちなみに整理すると、何枚になりますか。
- 議長（野口久之君） 西村教育次長。
- 教育次長（西村喜代美君） 小学校によって違うんですが、2校は5枚で、そしてあとは6枚提出していただいております。
- 議長（野口久之君） 山崎君。
- 9番（山崎裕二君） 続いて、保育所ですが、同じ質問ですが、保育所の入所時に提出を求める書類は、進級時、全て同じものの新規提出が必要となるのか、お答えください。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 保育所では、継続時にも同じ書類の新規提出をお願いしております。子どもの発育あるいは家庭の状況などを確認し、入所児童を安全にお預かりするために、1年間に1回提出していただいているということです。
- 議長（野口久之君） 山崎君。
- 9番（山崎裕二君） 枚数としては何枚になりますか。わかっていたら、お答えください。
- 議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。
- 子育て支援課長（津田知美君） 証明書等もございしますが、合計で7枚となっております。以上です。
- 議長（野口久之君） 山崎君。
- 9番（山崎裕二君） それでは、幼稚園、小・中学生のほうは私も当事者として書いてきて、進級時、かかわっていますので大体わかっていたんですが、学童保育の入部時に提出を求め

る書類は、進級時、全て同じものの新規提出が必要となっているのか、これまたお答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育の入部については、年度ごとに認定するというシステムをとっているため、認定や負担金の算定に必要な書類、入部申込書、同意書、保護者等就労状況証明書、源泉徴収票または確定申告書の写しは毎年提出をお願いしております。また、児童の健康の状態、連絡先等についても最新の状況を把握したく、家庭環境調査票についても毎年提出をお願いしています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） これまた提出を求める書類は何枚になりますか、お答えください。

○議長（野口久之君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 入部申込書等で5枚を提出していただいております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、幼稚園であるとか小・中学校のほうでは、一旦お返しして更新ができるというような書類もあるように聞きました。同じように、学童保育の進級継続時もそういった書類があるのではないかなと思うんですが、提出書類の簡略はできないのか答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほども申し上げましたように、学童保育の入部については、1年1年、年度ごとを基本としておりますので、その都度、就労の状況であるとか、あるいは児童の健康、家庭の状況を把握するため、年1回、書類の提出をご理解いただいているという状況であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 六つ目ですが、アレルギーのことですね、食物アレルギーです。定期的に更新提出を求めている食物アレルギー診断書・除去指示書の医療機関の文書料というのは非常に高額であると、負担も大きいと。再評価項目に変更がない場合、有料文書の提出を省略をすることはしているのか、可能ではないのか、そういったところもお答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学校給食において、食物アレルギー対応を希望される場合は、毎年度、給食開始の前に申請書の提出をお願いしております。適切な食物アレルギー対応を実施

するためには、児童生徒の状況については、年度ごとに医師の診断により正確に把握する必要がありますので、食物アレルギー診断書・除去指示書の提出をお願いしています。その際には、医療機関での受診と文書作成料について負担をいただくこととなりますが、教育委員会として、学校給食を提供する側としては、安心・安全な学校給食の提供のため、食物アレルギー診断書・除去指示書については毎年度の提出をお願いしているという状況であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） その関係の書類を見ますと、2月の面談1の段階では、食物アレルギー診断書・除去指示書（様式4）というものは必要に応じて提出というふうになっております。3月の面談2では、そこは必要に応じて、提出じゃなくて、何も書いていないんですが、必要に応じて提出というのは、完全にはないんですか。必ず出すということになっているんですか。答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） アレルギー対応食については、給食を提供する側としては、一つ間違えると大変大きな給食事故を起こしかねない状況でもありますので、その意味では、毎年、児童生徒が健康上、さまざま変化もしていきますので、そういう点では、毎年、医師による適切な受診とそれに基づく除去指示書をいただくことによって、こちらとしても適切な給食の提供ができますし、また、保護者の皆さんも安心して給食サービスを受けていただけるという点では、そういう考え方に基づいて毎年お願いすると、そういう基本的な立場、考え方に立っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） その場合、何でもここに必要に応じて提出、最終的にみんな出すんやったら、多分、全国一律のフォーマットみたいなのを使っているんじゃないかなと思うんですが、必要に応じて提出ということは、必要がない場合は提出せんでいいという意味にとれるかと思うんですが、そういうケースは全然想定できていないのに書いてあるんですか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 考え方は今申し上げたことではありますので、その文言については、実態との関係で、より整合性を図るためにどういう表現が望ましいのか、これはしっかり検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 再点検を求めておきます。

最近の研究では、普通に食べたならアナフィラキシーのような重大なアレルギーを起こす子でも症状が出ない程度のごく少量の摂取から始めて、一、二週間の短期間で急速に食べる量を増やしていく、いわゆる急速経口免疫療法というのが早期に解除を得るために有効であることが報告されて、注目を集めています。免疫療法というのは、場合によっては、朝に自宅で摂取した後、学校・園に行っている間にアレルギー反応が起こることもあり得るというものではあるんですが、その場合、学校・園の先生に対応してもらう必要があると。こういったことが最近注目されている中で、こういった治療を受けたいと、なかなか通院するのにも、京都に6施設ぐらいしかないみたいな感じだったので、行くのが大変、根気強く治していかなあかんというようなこともあると思うんですが、いざ治したいと思ったときに、このアレルギーの診断書とか除去指示書との関係が出てくると思うんです。こういった点に、対応可能な様式に変更していくことも今後必要と考えます。その点についての答弁を求めておきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、新たなアレルギー食への対応、診断というのか、そういう研究もされているということでもありますので、教育委員会として、その状況の把握に努めて、どんなことが対応可能なのか調査研究を始めたいと思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） いろいろと不安の中でそういった療法を受けられると思いますので、書類上、それを受けるのにちょっとでも後押しというんですか、書類でも、こういうふうにちゃんとしてもらえるんやなというのがわかるような書式にしていくことによって、またそういった食物アレルギーの克服にもつながってくると思いますので、そういったところも求めておきます。

四つ目ですが、生活再建型滞納整理についてです。

町の行財政運営上、収納率のさらなる向上はどういった意味を持っているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 普通交付税合併算定替の縮減等、本町財政を取り巻く状況がますます厳しさを増していく中で、安定した町政運営を実現するために、自主財源のさらなる確保を図る必要があることから、その最も基本的な取り組みとして、町税初め、各種料金等の徴収率の維持・向上に今後とも取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今の答弁を受けてですが、それでは、収納率向上に向けた各課の具体的な取り組みについての説明を求めます。各課いっぱいあると思いますので、それぞれお答えいただければと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 税債権につきましては、特に現年度分における収納率向上対策といたしまして、口座振替の推進を初め、納付しやすい環境づくりの整備としてコンビニ納付の利用促進、また夜間納付窓口の開設、こういったところの納付環境の改善推進中心に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） ケーブルテレビ利用料につきましては、条例に基づき、3カ月以上にわたり利用料を納付されない場合につきましては、利用停止の措置も行っておりまして、未納額が多額とならないように取り組んでいるところでございます。

また、未納者に対しては、文書による通知はもとより、電話や訪問などによりまして、収納率向上に向けて努力をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 教育委員会におきましては、督促や催告書類はもとより学校教育と幼稚園が連携する中で、本年度は夜間訪問徴収を実施しましたし、滞納者と顔を合わせるのもつことで、現金での徴収や分割納付による支払い相談を行っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 土木建築課の住宅使用料につきましては、現年度の徴収率向上を目指し、年度末の訪問徴収等を実施するとともに、過年度分の徴収につきましても、面談によります分納相談等を実施しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 上下水道の料金につきましては、現年度の納付を優先いたしまして、新たな滞納の発生を極力抑制するように努めているところでございます。

具体的には、納付期限経過後には督促を發布、現年のみの滞納者には年5回の催告を送付

しております。過年度分につきましては、件数、金額とも多いため、年に1回の催告とし、地域によって3回に分けて送付いたしております。催告書面の内容につきましても厳しくいたしており、現年のみの滞納とは切り離しての対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 住民課といたしましては、後期高齢関係でございますが、督促状の発送でありますとか電話連絡、またご自宅へ向かって、お邪魔して事情等を聴取して、今後のそういった徴収の計画を相談するなり、そういった取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 介護保険料に係ります対策でございますけども、督促状の発送、また催告書の発送、それに加えて電話等によります納付勧奨等を行っております。あわせて、介護サービスの利用時等に滞納がある場合には、制度の趣旨説明を行わせていただきまして、納付勧奨を行うとともに、一括納付が困難な方につきましては、納付相談によりまして分納誓約をいただくなど、徴収率の向上を図っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 子育て支援課では、保育所利用料等、前月料金の未納者に対して督促をするとともに、現年度と過年度の滞納者に対しましては、年に3回から4回の頻度で催告を行い、収納率の向上に努めております。また、催告に応じていただけない滞納者の方につきましては、面談等を行うことで滞納整理に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 向かって右から左に、流れるように課長各位答弁いただきましてありがとうございます。8課にわたる債権があるんやなということがここで確認できて。

その中で、どこの課も同じやと思うんですが、払えるが払わないといった債権ではなく、払いたい払えないといった債権に対して、これまでどういったアプローチをとってきたか、町長、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税債権に関しましては、京都地方税機構による所要の調査及び面談等

を通じ、生活状況等の個別事情の把握に努めており、生活困窮などによる納付が困難と判断される状況である場合は、分納や執行停止など個別事情に応じた対応を行っております。基本的には、税機構の対応となりますが、町に相談があった場合は、税機構と連携した対応を行うこととしております。税外債権に関しましても、納付が困難な方に対しましては、面談等で納付相談の機会をもって、個々の事情に配慮しながら、分納等による納付対応としております。

以上です。

○議長（野口久之君） お願いを申し上げます。若干、12時を過ぎるかと思われますので、ご了解を願いたいと思います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） いろんな各種相談があると思うんですが、多重債務や過払い金返還に係る弁護士無料相談、こういったところの町民の方の利用状況はどうなっているか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 多重債務に係る弁護士無料相談につきましては、京都府消費生活安全センターが京都弁護士会に委託して、相談場所は府内6カ所に設けてあります。南丹地域におきましては、今年度7回程度開催される予定であり、既に2回開催されておまして、延べ4名の相談者があったと聞いております。

本町といたしましても、チラシの窓口配架や町広報「お知らせ版」等で広報しているところであります。

また、予約の希望がある場合には、あき状況等を確認して受け付けしております。

なお、過払い金返還につきましては、多重債務に係る相談の中で、該当する場合には、担当の弁護士により対応いただいていると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、お知らせ版であるとか、そういったところに多重債務の相談が載っていると。私も昨日、慌てて見つけ切らなかったんですが、確かに見た記憶があるんです。ただ、ホームページのほうなんですが、ホームページも多重債務のページがあるんですが、これが去年の平成28年度の年7回の日程が記したものにしかなくてないんじゃないかなと思います。ちょっと確認をして、早急に訂正をしていただくようお願いしておきます。

専門家の推定によりますと、滞納者の何割ぐらいが借金が原因で滞納していると考えられ

ているか、わかっていればお答えください。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 統計的なものはございませんけれども、一つの報告といたしまして、6割程度という数字は把握をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、こういった生活再建型滞納整理の実務といった本があって、そこに同じように統計はありませんが、大体推定ができますということが書いてあります。課長もたくさんの付箋をつけて読んでいただいているようなので、もう少し踏み込んで聞きたいと思います。

消費者金融の保持する過払い金は、今もってなお3兆円前後とされています。専門家によると、過払い金の回収を通じて納税などが可能となる滞納者は、人口比でどれぐらいの割合と見積もられているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 人口1万人で、おおむね25人から35人程度ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） つまり、京丹波町の人口でいうと、大体40人ぐらいは該当するというふうに言えるかと思います。

こういったところがある中で、町の債権整理との関連で、滞納者などの生活困窮の状況を把握する仕組みづくりが必要と考えます。この点についての見解を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町の債権管理には、生活困窮という事情も加味した総合的な対応が必要であるという認識でまずおります。

生活困窮者の状況を把握する仕組みづくりとしましては、南丹保健所と町、そして社会福祉協議会等の関係機関が相互に連携を図り、事業を推進することを目的に、南丹保健所生活困窮者自立支援推進会議というものを設置し、近く第1回目の会議を開催する予定にあります。この会議等を通じて、関係機関がより一層連携する中で、生活困窮者の実態把握と支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） そこで、五つ目ですが、滞納者が借金で困っている状態が確認できた場合、債務状況を聴取の上、弁護士などに誘導して債務整理を行い、過払い金の返還金回収で生活立て直しを図るとあわせて、滞納金納付につなげていく生活再建型滞納整理の動きが広まっています。こういったことについて、調査・研究・分析を行い、実行に移していくべきではないかと考えます。この点についての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税債権につきましては、納税者との個別面談等による納税相談を行うなど、町及び京都地方税機構とともに納税者の生活実態等の把握に努めております。こういった相談の中で、多重債務等の個別事情についても調査を行い、必要に応じ生活再建を担う福祉担当部局や弁護士等専門機関への相談案内への勧奨を行っているところであります。

引き続きまして、生活困窮者支援対策として京都府や社会福祉協議会、また弁護士会などの専門機関と連携した各種相談窓口開設事業の活用とあわせて、今後、新たな方策としまして研究してまいりたいと考えております。

税外債権につきましては、庁内で滞納者の債務状況を共有する仕組みづくりが必要であることから、滞納整理に関する担当部署・人員配置も含めて、調査・研究する必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） その滞納整理をしたい、そういった多重債務に陥っている状態の人で、なかなか税金が払えないという人、推計では、京丹波町でも40人ぐらいいらっしゃると。その掘りおこしができるかできないかによって、担税力をつけてもらうことによって、そういった手法を使うことによって、これからは健全な納税者になっていただくこともできますし、生活の立て直しも同時にできるわけです。ちょっと面倒がいろいろあるかもしれませんが、こういったところに注目する中で、そういった方の生活再建、そして税金収納率の向上といったところも図っていくことが必要やというふうに考えています。

例えば、昨年及び本年も11月下旬から12月上旬にかけて、J I A Mの全国市町村国際文化研修所主催の滞納整理の実践と徴収マネジメントと題した研修がありました。ここにも取り上げた本で、税務課長も持っていたいただいているようですので、重々、研修内容についても把握されていると思いますが、こういった研修会への職員の派遣状況はどうなっているか、お答えください。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それぞれ債権管理に関する研修には、積極的に参加する姿勢で、そういった研修内容の概要等々の把握については、その都度、把握に努めているというところでございます。

昨年も、そういった京都府並びに弁護士会等々主催の債権に係る研修会にも出席をいたしておりますし、本年度につきましても、この秋以降、そういった研修会の通知もありまして、現在、取りまとめを行っているといった状況です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ぜひ研修会にも参加していただいて、課内でもいろいろと、そして各課でもいろいろ共有してもらおう中で、ぜひ生活再建型滞納整理といった動きを推進していただきたいと思いますというふうに思っております。

六つ目ですが、これは一般質問で聞くよりも、もしかしたら決算委員会とか、そっちのほうで聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、関連して質問を起こしております。生活再建型滞納整理ともかかわって、滞納情報の各課連携にとって、今も8課の課長から滞納整理の情報のことをいろいろ答弁いただきましたが、個人情報保護との兼ね合いの指摘が続いているという中で、この点は、平成23年3月発出の総務省2課長による通知「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」を使って乗り越え可能というふうに考えます。どのようにそしゃくしているか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税外債権所管課等に対する税務情報の活用に対しましては、総務省通知に基づく本人同意を前提とした取り扱いとなっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 本人同意があれば、こういったところが活用できるということになりますので、今、8課の課長に答えてもらいましたが、8課の課長みずからそれぞれの課で出向くということも、こういったことを使えば乗り越えが可能になってきますので、さらに研究していただくように求めておきます。

関連して、名寄せについて再質問します。

平成19年3月の総務省自治税務局企画課長による通知に「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」というものがあります。うち、(3)では、地方団体内にお

ける各種公金の徴収の連携強化において、徴収債権の間では、地方税法第22条の守秘義務は解除できると解されており、債権の情報共有を行い、滞納者の名寄せをして対象者を絞り込むことは可能との見解が出ています。この点について、どのように評価するかですが、できれば予算決算委員会の名寄せに関する最後の取りまとめで答弁を行っていただいております副町長に見解を求めたいと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 名寄せにつきましては、いろんな情報が総合的にそこに集約されることでございますけれども、技術的な部分もございますので、今後もいろいろと検討してまいります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 技術的な、システムの部分で、特にいろいろあるということだと思いますが、毎年、その答弁を聞いているわけです。1年1年どういうふうにも、そういう技術的な克服をする取り組みがなされているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） なお検討中でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 7番にいきます。

同じく、生活再建型滞納整理ともかかわって、京都地方税機構による徴収体制も看過できないと。この点に関しては、府立大学府政策研究センターによる府総務部自治振興課との委託研究の「税外債権の管理と生活困窮者対策についての研究報告書」内の指摘が示唆に富んでいると。当然、読んでいただいていると思いますが、どのように評価するか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 当該報告書につきましては、税外債権の適正管理を行う上で、課題となり得る納税者情報の連携共有とあわせまして、生活困窮者支援部署と債権管理部署との新たな連携という視点に基づくなど総合的な取り組みにより、生活再建支援を成功させている事例として注目すべきものであると理解し、評価をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 残り時間が少なくなってきました。

五つ目、最後ですが、地域の要望についてです。

区や自治会・各種団体などによる要望書の提出、町長と語るつどいの対話以外に、地域などの要望を集約し、対応していくための仕組みはどのようなものが構築できているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各集落や各種団体からの要望書は、企画政策課で受け付け、担当課に配布しまして、一元管理ができております。町長と語るつどいで出された地域の要望も企画政策課でまとめ、その内容は区長様を通じて回答しているところであります。それ以外の地域要望は、住民の皆さんからの要望内容により、直接担当課がお受けする場合や地域支援担当が意見を伺って、担当課との調整を図っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 例えば、岩手県の矢巾町というところでは、このほど全行政区に担当職員を置くと。町内の全41区、うちの半分ぐらいの区しかないわけですが、その全行政区に担当職員を置いて、きめ細かな対応をすると、そういった方針を打ち出していると。これも損得ではない話やと思うんですが、こういったところがあるというところでは。

何でこの質問を起こしたかといいますと、6月議会の一般質問で提案したことについて、地域などの要望もなく、考えていませんという答弁が返ってきました。そのことに関して、今、地域などの要望を区自治会の方が、区長さんだけじゃなくて、区民とか自治会員の方みんなの署名をもらって、6月議会で一般質問をした内容についての要望をしたいということで、要望書を取りまとめられている自治会があります。

そういった中で、私が思うことに関して言いますと、その自治会は、町長と語るつどいの開催場所にはなっていません。以前から町長と語るつどいをうちの自治会の集会所でもやってほしいという要望を出されている方がいるというふうには聞いております。そういった中で、なかなか実現してこなかったわけですが、結局、区自治会の地域などの要望がなくということではなくて、地域とか区自治会の要望をくみ上げる仕組みが、言うたら十分ではなかったのではないかなというふうに思って、この質問を起こしております。「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりということで、2期8年間務めていただき、また3期目にも町長選挙に出ていく中で、またこういったところも、愛のあるまちづくりというところで、目に見えない、隅っこにおられるような、そういった方への想像力をもって町政運営に当たっていただきたいという私の、新しい町長になられる方には、そういうふうになっていただきたいという期待と要望を込めて、今回の一般質問の最後の質問としております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで山崎裕二君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後１時１５分までといたします。

休憩 午後 ０時１３分

再開 午後 １時１５分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○１０番（村山良夫君） 議長の許可をいただきましたので、平成２９年第３回定例会における私の一般質問を、既に提出しております通告書に基づきまして行いたいと思います。

今回の一般質問が最後になるかもしれませんので、多くの質問事項を通告いたしました。ただし、持ち時間が限られておりますので、場合によっては、一部割愛をしなければならないとなるかも知れません。その場合は、お許しをいただくように申し上げておきます。

それでは、早速ですが、一般質問に入りたいと思います。

私は、過去、機会あるごとに申し上げてきたことですが、京丹波町の財政状況は非常に厳しいと思っております。このことを前提といたしまして、一つには、丹波地域開発株式会社の自主再建、二つには、身の丈にあった新庁舎、三つには、財政状況の現状と将来、四つには、貴重な財政収入源であります町財産の運用、五つには、停滞している事業について、私の私見も含めて、提案型の質問をいたしたいと、このように思います。

その前に、実は、皆さんもお読みになっていると思うんですが、８月３０日の日に当町の決算につきまして、京都新聞の記事にこういうのがございました。それは、京丹波町の決算に関しまして、一般会計では２年連続の黒字と、大きな見出しになっています。町民の皆さんは、一般会計が２年間も黒字になったと、こういう見出しを見られますと、当町の財政状況は極めて健全だと、こう思われているんじゃないか、私は懸念をしております。

そこで、町長の見解をお聞きしたいんですが、一般会計が２年連続黒字になるということは、財政の健全性の証になるのかどうか。また、逆に一般会計が２年連続して赤字になるという状況はあり得るのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 健全化の一つの指標です。それと、赤字になることもあるということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 赤字になるということは、これ、実は収支が黒字になるというか、余るということは、予算を立てて、足らなくなったら補正を組むわけですから、常識的に考えれば、赤字になるということはある得ないわけです。ただ、赤字になるときというのは、補正を組むための財源としました起債が起こせない、また基金が取り崩せない、こういう状態になったら赤字になると思います。2年連続それがあるといことは、町の支払いが滞っているということですので、本当はこんなことはあり得ないと、このように思います。

町民の方々も、ひとつ黒字という言葉じゃなしに、収支が余ったということです。そのように理解をしていただいて、町の財政が本当に健全なのかどうか、もう一度、十分、皆さんに勉強というか、研究をしていただきたいと、こういうことを思いまして、あえて申し上げました。

まず、1点目の丹波地域開発株式会社についてお聞きをしたいと思います。

この前のときに決算の状況をお聞きしたんですが、税金の申告は済んでいるけども、まだ株主総会が終わっていないのでということでは言っていました。この一般質問を出したときにはまだいただけなかったんですが、この前の4日の日に資料をいただきましたので、この質問は無駄になるんですけども、当期は600万円、利益が上がりまして、繰越欠損が600万円減りまして、約2億9,800万円の繰越欠損と、こうなっているわけです。これ、約3億円ですね。これを自主財源にしようと思えば、50年間かかるわけですね。こんなことで自主再建が本当にできるのかどうか、町長の見解をお聞きしたいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どういう趣旨でご質問なのかわからんですけど、欠損金は確実に利益が出たら消化するというか、減っていくということで、このことでよいと思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 50年もかかって自主再建ができるというのは、一般的には自主再建とは言えないと、このように思います。

次に、借地権、これもこの前のときに質問していたんですが、借地権というのは、一般的に権利者と義務者がそれぞれの権利と義務を約束して、その証として借地権契約書を作成するものであります。しかし、丹波地域開発株式会社の決算書の資産に計上されている借地権1億2,800万円については、借地権契約書は存在しないし、また、その義務者も存在しないということでもあります。この資金1億2,800万円は、聞いたところでは、借地である駐車場の舗装工事等ということでありました。もしそうであれば、借地権でなく、造作物

として資産管理に計上し、減価償却すべき資産であります。

丹波地域開発株式会社は既に創業20年を過ぎていますので、減価償却をしておれば、全て損金処理が終わっているはずですが、そういうことですから、結果的に1億2,800万円が資産勘定に上がっているということは、いわゆる含み損が含まれているということになると思います。そんなことで、この損金処理は早急にやるべきだと、このように思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 借地の造成整地の上に施しました舗装工事費、工事等費用につきましては、減価償却を今日までできております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そうすると、1億2,800万円という借地権というのはどういうものなんですか。借地権ということですが、借地権契約はないし、また借地権の義務者、いわゆる権利、借地権を解消したときに1億2,800万円の対価を払ってくれる人は存在しないということでしたけども、誰かあるんですか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） この借地権につきましては、当初に地権者の方から土地をお借りして、それを造成した部分、要するに地ならし、そのかかった分の1億2,800万円ということですので、その分については、税制法の処理といたしましては、非減価償却費ということで、借地権という形で処理をするということになっております。造成した上の舗装につきましては、町長からもありましたように、減価償却として済ませているということがあります。

その土地については、別の賃貸借契約でもって地権者と契約を交わしていると、そういう内容になっているところであります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 余り時間がとれませんけども、造成工事というのは、自分の土地を造成した場合は、資産勘定に入れてもいいとは思いますが、しかし、他人の土地に造成した費用を資産勘定に入れて、それを資産だということで残すというのは、いずれ返さんなん、他人の土地ですからね。これは、もう完全におかしい処理の仕方だと、このように思います。

次に、現在の経営状況では、先ほども申し上げましたように、自主再建のめどというのは、50年もかかるということは自主再建とは言えないと思うんです。やっぱり10年から15

年ぐらいで、いわゆる3億円余りの損金、場合によれば、1億2,800万円を足した約4億円ちょっとの損金は処理できなあかんわけですけども、到底、それは不可能に近い状態、50年とかかかれば別ですけど、信じられない年数がかかるということになります。

そういうことから考えますと、前回の3億2,500万円の経営支援をしましたけども、それに加えて、さらなる支援をしなければならない事態が発生しないか、非常に懸念をしております。町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波地域開発においては、さまざまな立場の専門家の方々や消費者代表の皆さんで組織します第三者機関、丹波マークス運営協議会を設けて、そこで得られましたさまざまな意見あるいは消費者視点からの貴重な提言等を取り入れ、よりよい施設運営あるいは経営健全化に向けたさまざまな取り組みが着実に推進されております。

町といたしましても、こうした会社独自の自助努力を認めつつ、適正な関与をもって見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 適切な指導をしていただいて、もうこれ以上の経営支援をすることが生じないように、ひとつ厳格に指導をしていただきたい、株主としてしていただきたい、このように思います。

ただ、懸念しますのは、パン屋さんのテナントがあいたままで1カ月たっています。かなり大きいブースですので、これも収益に影響すると思います。ひとつ十分管理をしていただいて、経営に意見を言っていただいて、二度と町民の金が遅延資金に回らないように、ひとつよろしく願いしておきたいと、このように思います。

次に、2点目ですけども、新庁舎予定地に関してでございます。

まず最初に、あの場所は交通安全上、国道9号と27号を結ぶ、拡幅工事がちょうど半分ぐらいまでできていますけども、これは新庁舎が完成するまでに完成をしておかなければならないんじゃないかと、このように思うわけです。その場合の工事費はどれぐらいになるのか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎予定地のところに国道9号と27号をつなぎます町道蒲生野中央線というのがありまして、この拡幅工事は、新庁舎建設の完成に間に合わせて整備を行う予定をしております。

現在、国土交通省あるいは公安委員会と協議を進めております。

工事につきましては、国道整備と一体的に実施してまいりたいと考えておりまして、工事や費用の分担につきましても、今後詳細な協議を行うこととなります。

また、事業費につきましては、地元要望や協議により変更はございますが、概算で約6億円を見込んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 6億円というのは相当大きい金額だと、このように思います。

後でもう一度お聞きをしたい、このことについては。

次に、予定地の雨水対策ですけれども、それは大丈夫なのか。あそこの雨水は、河川、須知川から高屋川になると思うんですが、それに流れ込む水路があるのか。また、今度建築をされる予定地というのは、今の、人工的ですけども、山林みたいになっているわけですけども、それを大規模な造成工事をして、アスファルト舗装をして、一部建物を建てるということになりますと、より多くの雨水が一時に流れることになると思います。特に、昨今のゲリラ的豪雨を加味すれば、これもまた新庁舎建設までに対策を講じる必要があるのではないかと。この工事はどのぐらいかかるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状、新庁舎予定地周辺の蒲生野地区の雨水排水は、須知川へ流れております。

新庁舎の整備に伴う排水につきましては、現在、貯留施設の設備や排水路の経路、断面等を検討しております。また、以前から課題となっている蒲生野地区の排水対策につきましても、新庁舎整備事業と並行して取り組んでまいりたいと考えております。

現在、排水対策について基本設計を実施しており、今後、工事費等の算出をしてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 須知川へ流れているということですけど、国道27号をまたいでいる水路があるのか、ちょっと僕も現場を見に行っただんですけど、見当たらなかったんですけども、そういうことになっているのか、ちょっと疑問に思います。

そこで、先ほどの件とあわせてお聞きしたいんですが、今度の新庁舎建設の予算額は3億4,000万円と、こういうことになっていますが、この中に、先ほどおっしゃった蒲生

野中央線ですか、その工事に6億円、それから雨水対策の、まだこれから設計をせなわからんのですけども、これも相当な、6億円以上のお金だと思うんですが、この12億円とか12億円を超える金額は34億2,000万円の中に含まれているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道蒲生野中央線は、都市計画道路として以前から計画のある事業ですので、別事業として整備を進めており、新庁舎整備事業の全体事業費に含んでおりません。また、新庁舎予定地周辺を除く蒲生野地区の排水対策事業につきましても、以前からの課題のある雨水排水の機能向上について、新庁舎整備事業と並行して取り組むものでありまして、別事業として整備を進めるため、新庁舎整備事業の全体事業費に含んでおりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 確かに含んでいないということですので、別個に道路計画は道路計画でやっているということですが、先ほど町長の話もありましたように、やっぱり庁舎が完成するまでに国道27号と9号を結ぶ道路は完成する必要があるわけですから、その年度か翌年度には6億円の資金を出さなければならないし、また、庁舎ができれば、雨水対策もやらなければならない。だから、別々のことやと言うけども、台所は一つですので、そういう意味では、一つの事業として、財源の確保を考えないといけないんじゃないかなと、こういうぐあいに思いますが、町長はどう思われるかだけ、もう一度、お聞きしております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃっているとおり、別事業でやるということですので、私の知識で今申しますと、社会資本整備総合交付金を受けて取り組むということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 次に、現在の財政状況についてお聞きをしたいと思います。

実は、これも新聞紙上でしたし、また今度の補正の議案にもなっているんですけども、平成29年度の地方交付税が決定いたしました。合併特例期間の経過、また国の財政状況等を十分加味されて予算編成がされたはずだと思うんですが、それにもかかわらず、今回は予算額よりも少額になりました。5,000万円弱ほどですけども、少なくなりました。こんなことは、過去、私が議員にならせてもらってから、こういう減少はなかったと、こう記憶をしているんです。間違っているかもわかりませんが、少なくとも、ここ5年はありませんで

した。

そういうことの状態の中で、今回の決算書を見ますと、歳入額の45.7%が地方交付税であります。こういう状態、自主財源が少なく、いわゆる地方交付税に頼っている財政の中で、予算を立てたよりも交付税の金額が少なくなったというのは、私は深刻に受けとめないかと、こう思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 水道事業が法適用の公営企業会計へ移行したことにより、昨年度まで算定されておりました高料金対策分が特別交付税措置に振り替えられております。そうしたことで、こうしたことが出てきたという意味です。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そうすると、地方交付税全体では変わらないということですね。そういうふうに理解しといたらいいということですか。

その次にお聞きをしたいんですが、前にも質問したんですが、新町まちづくり計画、これ、変更しましたけども、その最終年度の実質公債費比率は18%を超える可能性があるという答弁がありました。

今回、新庁舎を建設したり、先ほどから国の補助金等があるとしても、新庁舎が完成するまでに前の道を広げないかとか、また雨水排水の対策をせないかとかいうようなことを自主財源でやるということは不可能だと思いますので、こういうようなのを起債した場合、18%を超えてしまって、20%を超えてしまうんじゃないかなという懸念をしているんですけども、町長は、そんなことはなくて、18%以下で起債を起こすのに府の許可を得る必要がない、そういう財政運営ができるというように確信を持っておられるのかどうか、見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員とちょっと違う見解でいうと、そういう目標をもって、そういう18%以上にならんようにするのが経営です。ちょっと優良回答をさせてもらいますが、実質公債費比率につきましては、今後の普通交付税合併算定替の縮減により、段階的に増加していくことは避けられない状況であります。合併算定替の経過措置が終了する平成32年度以降においては、新庁舎建設等の大規模事業もあることから、18%を超えていることも想定されますが、今後の比率の推移は投資的事業の動向により増減しますので、引き続き地方債の発行額の抑制を図って、18%を下回るように努力していくということでもあります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今回の決算の実質公債費比率は単年度で15%に近くなっていたと、このように思います。この前にも申し上げましたけども、京丹波町の財政に関する指数というのは、町民1人当たりの借金の額、これが2番目に多いです。また、実質公債費比率は3番目に悪いです。それから、財政力は悪いほうから5番目というように、財政状況を示す係数は、比率は少ないですけど、京都府下26自治体の中では、ワースト3とか、ワースト5とかいうようなところにあるということを考えますと、18%を超えない比率で運用することは非常に難しいと思うんです。そういう意味では、新庁舎の建設は再検討する必要があると、このように思います。この見解につきましては、町長の見解をお聞きしませんが、そのように私は思っています。

その次に気になりますのは、歳入の50%近い地方交付税がこういう形で減っていくということになりますと、今後の新規事業はもちろんですけども、ライフラインですね、下水とか上水の修理、整備すらできない事態になるんじゃないかなと。そういう事態になった場合には、当然としまして、使用料の引き上げという問題になりまして、町民負担が増加するのではないかなと、こう思うんですが、今後こういうライフラインの整備のための使用料の引き上げ等は、引き続いて4年、見直しておられるんですけども、その中では、こういうことは起こらないという見解なのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ライフラインという表現でしたけれど、それら主なものは全部、いろんな表現をしていますけど、特別会計でやっているんで、急にそのことが変わるということはありませんので、料金を引き上げるという事態は100%発生しません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そういうことでしたらありがたいと思います。ぜひそういうことのない行政をやっていただくようお願いをしておきます。

それから、4点目になるんですけども、町財産の普通財産につきましてですけども、これを売却したり、また貸与したりして、町の自主財源として活用するということは、財政が厳しいだけに、必要なことだと思います。

そこで、一部ですけども、気になる点でお聞きしたいんですが、旧高原小学校、これ、話が出たときに、隣接というんですか、前の土地の評価額で計算しますと、2億5,000万円から3億円ぐらいの評価になったと思うんですが、それを高原荘に無償貸与をしています。

その使用期限がもう来ると思うんですけども、来た場合に、財源がないし、加えて地価も億単位の大きいものです。それを使用料ゼロで貸しているというのは、やはりこういう厳しい中で、今日の前の質問にも一部ありましたけども、税金の滞納とか、また滞納者で払いたくても払えないというような人がある中で、ああいう企業じゃないですけど、事業をやっている方が億単位の物件をただで借りるということには、私は抵抗があると思うんです。今度、期日が到来したときには、契約を解除するか、または有料貸借に変更するべきだと思うんですが、その点、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、村山議員さん、①と②の二つを一緒に質問されているんですか。

「到来する期日で解約するか、有償契約にすべきではないか。」、それと「使用貸借の期限」、一緒ですね。

まず、使用貸借期限は、皆さんにお知らせしておきます、平成30年6月25日です。この町が保有します土地を有効に活用できている点や実施されている事業の公益性などから判断して、現時点で、平成30年に同じ回答をするかはさておき、解約はまずありません。賃貸への変更、今は考えておりません。

平成30年6月にはどういう判断になるか、それは、そのときの町長がされたらよいですけど、村山議員、これ、閉校されたのが平成12年ですね。だから、多分、知ってはったと思うんですね。ずっと、私も町長に就任してすぐ、一番ベテランで近くの人に、何であそこが利用されへんのやとって聞きました、率直に。いや、町長、全くありませんと。そして、村山議員も私にこういう質問をなさるけど、こういうよいところがあるし、どうやという話ではありませんね、これね。現時点ですよ。平成30年は知りませんよ。ないんですよ、今ね。草が生えたや何やいうて、苦情はいっぱい来とったんですね。それだけでも非常に活用できているのを目の当たりにしているわけですね。そやから、解約なんていうことは考えられないですね。あとは賃料ということになるんだと思います。余り甘えられても困るので、賃貸料の変更ですね、金額についてまでは言及できませんけれども、それがなかったことは事実なんですよ。誰も利用者がなくて、管理費がずっとかかっとったんですね。それで、もう平成12年に閉校して、私が平成21年11月ですから、実質22年ですやん。何で借り手がないんやとかいって、率直に聞いていますよ。いろんな条件があります。あれ、国道27号に面していますけど、かなり高低差がありますね。あそこまで上げるということについて、町長、地元同意は得られませんよと釘を刺されています。

そういう面で、非常に私は、今の福祉事業、冒険やったわけです。理事長が3代ぐらい変

わらはりました。それぐらい、あれだけの投資をするというのにちゅうちょされたわけですが、あそこへああいう事業を持ってきてもらったということは評価はしています。そういうふうに理解をぜひしてもらいたい。国道に面して町が関与している財産はありますやん、いっぱい。それでも、借りてくれというて誰も来てくれませんやん。一生懸命、話は水面下でしていますよ。丹波マーケスのこともおっしゃったやないですか、みんな、パン屋のところがあいてるいうて。そうしたら、こういう人がありますよと言ってくれはりましたか、1回でも。

それで、募集したらよけないんですよ。言わはったんやわ。そうやから、私、大株主として、どこかが使うといっても困るので、きちっとみんなにお知らせせえというて言いました。それで、やってくれたなと思いました。大株主として、初めて経営陣に意見申し上げたということです。それでも、全くありません。それどころか、出店者の中で使ってもいいですよと言ってはったところが、チラシを入れたことが原因かどうかはわかりませんが、辞退をされました。

経営というものは、そういうふうにして、物すごい微妙な面がありますやん。あるホームセンターが退店された後も、多くのホームセンターと交渉しているんですよ。そして、向こうの社長が来はって、使う言うてくれはって、私も面談して、ああ、よかったと思ったら、若い経営陣が来て、社長、そんなことを言うたらしいですけど出られませんとか、いろんな経緯があるわけですね。

高原荘さんにちなんでも、紆余曲折があって、決断して、あそこに来てもらっているのに、余り賃料のことを勝手に申し上げることができないと。ただ、解約は、とてもあれだけの投資をなさっているのであり得ないということで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、町長から、おまえ、何もしてへんやないかと、こうおっしゃったんですけども。

○町長（寺尾豊爾君） そんな言い方はしていません。

○10番（村山良夫君） そうですか。そうとれたんですけども、貸すときに、山彦苑の三ノ宮小学校のものを貸すのとはちょっと理屈が違うと。向こうは地域密着型ですから、京丹波町の住民を第一にということができるんですけど、ここはそうでない。だから、地価の半分程度に長期プライムレートにプラス1%、そのうち多分、2%ぐらいだったと思うんですが、その家賃をもらうように交渉されたらどうですかという提案は私、しました。覚えておりま

す。

それから、丹波地域開発の空き部屋の問題も6億700万円が出たときに、非常に建物が大きくて、テナントだけで運用することは非常に難しいかもわからん。だから、あの一部を町の公共施設に使うというようなことも、これも提案しました。だから、能力がありませんので、不十分かも知れませんが、それなりに意見具申はしたつもりでおります。

今回、今おっしゃったように、この分を解約することはできないと思います。質権設定が8億1,800万円ですか、独立法人のところは質権設定をしております。ですので、質権者との関係があって、一方的に解約はできないと、このように思います。ですので、できれば有料の貸借に変えるように、今から準備をしておいていただけたらありがたいなど、このように思います。

次に、須知公園のことですけれども、これは行政財産なのか、普通財産なのか、どうなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、行政財産の貸し付けですけど、原則として、禁止はされております。ただ、地方自治法第238条の4で例外的に貸し付けができる場合があると定められているのを根拠に使ってもらっているということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そのようです。ただ、今回でも占用許可を与えておられるスペースですけども、いわゆるティーグラウンドというんですか、ティーショットをする場所と、グリーンとって、最後にホールインする場所、これのみですので、123平米ということになっているわけです。町長はゴルフされないかも知れませんが、パークゴルフも一般のゴルフもそうだと思うんですが、これだけ、ティーグラウンドとグリーンだけではゴルフ場として、パークゴルフ場もですけど、利用できないんじゃないか。いわゆる一般的にフェアウェイと言われている部分も占用をしないと、プレーはできないんじゃないかなと思うんですが、これは意識的に都市計画法第6条3項で、20%を限度として占用を認められると、こうなっているんですが、フェアウェイの部分を入れると、それを超えてしまいますので、意識的にティーグラウンドとグリーンだけに123平米というようにされたのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。もしもそうであれば、これはいわゆる都市公園法に抵触することではないかなというように思うんですが、いかがですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） フェンス等で囲われました占用施設の場合には、コース全体が対象に

なると考えております。当該施設及びその周辺には、日常誰でも利用できることから、公園内に新たに設置された施設に対してのみ占用対象施設としております。ただし、大会時とかコース全体を占用して、一般の利用者が利用できないことから、大会を行う行為に対しましては、改めてその都度、手続をしていただいて、大会開催をしてもらうように話ができております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今ちょっとそういうことを聞きましたので、理解もできんことないんですけども、利用者との間で契約をされた中に、安全を図ることというのが条件になっているようなんです。今も申し上げましたように、ティーグラウンドからグリーン、その間のフェアウェイの芝生の部分に、一般の町民の方が、公園ですから、入られると思うんです。そうしたら、どないして安全を図ることができるのかなというように思います。

今お話がありましたように、大会をするときにはと、こういう話ですけども、一部町民の方からお聞きした話ですけど、2人の方から私は聞いたんですけど、パークゴルフクラブの同好会の方が、これは町から借っているの、勝手に入ってもらったら困るといって町民の方を追い出されたというか、文句を言われたという話を聞きました。ですので、町民の方は、公園というのは、公のものであって、町民がいつでも入れるの違うかと。そんなのをパークゴルフの一部の町民のために優先的に貸すということが本当に許されるのかどうか、あんた、議員としてどう思うんやと、こういうておしかりを受けたんですけども、町長の見解はいかがですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は直接、町民の皆さんからそういう意見も聞いていないんですが、須知会場でこのことについて、代表者の方が発言をされました。須知公園においてのパークゴルフをしているわけですけど、安全もきちっと管理させてもらっているのに、議会でそういう議論がなされているなど、非常にそのことは残念だというふうに、一緒にしてもらっている人からはそういう意見がありました。両方、今聞いたということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） ちょっとパークゴルフ場にあれを使うということは、現実的には難しいと思うんです。プレーをしておられるときに、パークゴルフというのはグラウンドゴルフと違って、一番長いのが100メートルですね。グラウンドゴルフは50メートルですけども、それだけの距離を打つとしますと、相当、打球の速さも速いと思うんです。もしも公

園の中におられる一般町民の方に当たれば、ちょっとしたけがでは済まない場合があるかも知れません。そういう意味では、安全を図るという項目からは、両立をしないことになると思いますので、この点はもう一度検討していただいて、本当に、本来は公園としてやっとなつてつくったわけですから、公園としての機能が果たせるように考えるべきだと、このように思います。これは意見を聞きませんが、ぜひそのように改善をしていただきたい、このように思います。

それから、5点目のことですが、先行したにもかかわらず、停滞をしている事業というのがあると思うんです。一つ気になりますのは、土地開発公社から蒲生野地内に土地、2万3,991平米を買い戻して、工場誘致するというので、8,900万円ほど先行投資をして、企業誘致の用地にされたわけですが、これは、かれこれ足かけ2年ほどたっているんですが、工場誘致は順調に進んでいるのか、いつ頃にできるのかというようなことをお聞きしたいと思います。万が一、工場誘致が成功しない場合、先行した9,000万円弱、8,900万円は無駄になってしまうのと違うかなと、こういうふうに思うんですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 蒲生野町有地のことだと思います。平成25年度から企業誘致に関する協議を今も進めております。主に農業関連事業の誘致を目指しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 業種は、どういう業種なんですか。農業関係と言うんですけど、LEDというんですか、あれを使った野菜工場とか、そういうものなのですか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 大まかに申しますと、ハウス栽培での野菜等をつくるというふうに行っているところであります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） あれ、何年ぐらいになるのかな、麻生財務大臣がLEDを使って野菜栽培をしますと、無農薬で殺虫剤も要らなくて済むので、安全な野菜ができるということで、一時脚光を浴びて、大手企業も含めて、かなりの企業が進出したようです。ところが、一部を除きますと、市場の価格の倍から、場合によっては3倍ぐらいの価格になりまして、大手のデパートなんかの売り場に売り先を持っている6社か7社だけが黒字になっていて、残りは赤字で、中では撤退をしたようですし、大手企業がしていたのも、大手企業は全

部撤退をしたというようなことを1カ月ほど前のテレビ放送でしておりました。

そういう意味からしますと、工場誘致、ハウスでつくるだけなのかどうか知りませんが、市場での経済価格と実際にかかった価格の差がありますので、なかなか市場開拓というのは難しいような気がするんですけども、本当にそういう工場誘致ができるのかどうか、もう一度、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 現在のところは、今進めておりますものは、事実上、協議は休眠状態ということになっております。ただし、先方のほうも断念をしたということにはまだ至っておりませんので、もうしばらく様子を見守りつつ、一定の期間で、相手の意思を確認させていただいた上で、違った誘致の方法を目指していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 次に、和知の地内で住宅分譲事業をしております。2カ所の場所になるんですけども、区画総数、また売れた区画数、売れた区画数のうち、もう住宅を建てて、いわゆる京丹波町の住民になっていただいている方が何人かということをお聞きしたいと思います。また、購入したけども、まだ住宅は建てておられないという方が、いつ頃建てられて、町民になっていただけるのかどうか、その見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 和知の駅周辺で行っております分譲地でございますけども、花ノ木と馬森とございますけども、あわせて9区画を販売しております。そのうち既に家を建てておられるのは4区画でございます。既に住まわれております。

それと、残り2区画につきましては、平成29年度に契約をさせていただいた分でございます。これにつきましては、現在、登記の手續等をしておるところでございます。およそ2年以内には建てていただくというような内容で、契約等も行っておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 9区画のうち6区画が売れているということは、3区画、まだ残っているわけですね。

先ほど質問をした土地開発公社から買い戻した企業誘致の土地もそうですけども、先行投資をするまでに、やはりもう少し厳密な市場調査というんですか、工場誘致の見込みとか、

また住宅の販売の見込みとかいうのも、やっぱり慎重にもう少しやっておかないと、これだけ財政が厳しい中で、投資はしたけども、それが思うように売れなかったとか、また、工場誘致が進まなかったというようなことがあれば意味がありませんので、これからも先行投資は必要ですけども、十分な市場調査をした上でやっていかなければならないと、こう思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃっているとおりです。十分、これからはブレーキも踏めるかなというふうに思っています。

職員側からいろんな提案をいただいて、全部否定するわけにもいかんということがありました。これからはしっかりと、ブレーキをかけるときにはかけたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○3番（森田幸子君） 3番、公明党の森田幸子でございます。平成29年第3回定例会における私の一般質問を、通告に従い、行ってまいります。

初めに、防災対策について。

皆さんご存じのように、9月1日は防災の日。この日は、多数の死者、被災者を出した1923年の関東大震災の教訓を後世に伝えるとともに、本格的な台風シーズンを前にして、自然災害に対する認識を深め、防災体制の充実と強化を期すために制定されました。近年は、台風や地震、津波や洪水、竜巻、土砂災害、火山災害などの自然災害が日本中、不意をつくように発生することが多くなり、ますます防災対策の重要性が大事となります。町民の命と財産を守るための極めて大事な本町の地域防災計画について伺ってまいります。

1点目は、一般計画編の第19節、自主防災組織整備計画の第2、地域における自主防災組織整備の計画で、町の指導、助言とありますが、具体的な行動計画を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでに、地域で実施される訓練、研修への協力を通じて、自主防災組織の立ち上げを推進しております。また、設立前、設立後もさまざまな相談、助言をさせていただいておりますし、補助金の活用など、財政的な支援も案内させていただいている

ところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今言っていただきましたが、積極的に地域に入って、町の職員さんとかが指導とか、助言とか、積極的なそういう対応、対策なんかはどうか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけども、町のほうからは、毎年、年度当初の区長会におきましても、こういった助成制度があるということのお知らせもさせていただいていますし、そういったことで、地域で避難訓練でありますとか、そういう防災の活動に取り組みたいというようなお話をいただきましたら、現地のほうに入らせていただいて、資料配付なり助言なり、先ほども町長が申しましたような形で、ご協力をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、お答えいただきましたが、各区の区長さんとか役員さんが積極的に自分たちの区で自主的に防災整備計画をしていかなあかんという、そういう考えになっていただくまでが大変やと思うので、須知区におきましては、きちっとした防災対策とかいろいろな計画を立てて、避難訓練もされたりとかされているんですが、そこにいくまでの、役員さんに働きかけなんかは計画されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特にこちらのほうから定期的にといいますか、重立って動いているということとはございません。先ほど申し上げましたような形で、一定こういう制度もありますよということで紹介をさせていただいているところでございます。

昨今、非常に災害が多発している中にありまして、各自治会なり区からもいろいろと問い合わせ等もある状況でございますので、そういったところで、本制度の活用でありますとか、そういうところをPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ありがとうございます。

そして、私も計画編を読んで、自主防災組織を特に取り上げさせていただきました。このことが本当に大事やなということを感じますし、また、区長会とかいろんな場で、皆さんの区組織の地元の防災組織体制の大事さいうものをまたわかりやすく訴えていただきまして、

そういうような対策につなげていけるような町からの働きかけも今後考えていっていただきたいと思います。

次、いきます。

二つ目には、旧須知小学校が一次避難所として指定されていますが、校舎は耐震課題もあり大丈夫なのか。また、校舎続きにあるトイレの管理はできているのか。地元の皆様の不安な声をこれまでも聞いております。そういったことはできているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 旧須知小学校につきましては、耐震性に関しては不安がありますが、災害というものは地震だけではないので、大雨の場合には、高台という立地案件から須知区内の身近な避難所として利用する範囲においては有効なものであると考えております。

トイレについては、常時使うのは、学童保育で使う屋内トイレのみであり、原則屋外トイレについては使用は中止しております。災害時におきましても、屋内のトイレで対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 運動場寄りの校舎なんですけど、屋根にブルーシートがかぶせてあるんですけど、そういった屋根の雨漏り対策なんかは、これから対策計画は何かあるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現段階で、具体的な計画というものは持っておりません。現状を維持する中で、必要な部分につきまして、応急的な対応をしているというのが現状でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） これからずっとそうした形で続けていけるということはないので、また今後、調査研究していただきたいと思います。

次、いきます。

公立学校の避難所機能として、新聞記事を紹介します。

災害時の避難所に指定されている公立小中高校などの防災機能に関する調査結果を文部科学省が公表しました。厳しい現状が浮き彫りになっており、早急に手だてを講じる必要がある。例えば、施設利用計画を策定済みの学校の割合が4割に満たないこと、施設利用計画は運営本部をどこに設置するのか、感染症患者の専用スペースはどうするかなど、避難所とし

での運用方法を定めるものであります。被災者を円滑に受け入れ、学校施設を効果的に利用
する上で重要であり、緊急時の混乱に拍車をかけることがないように、早急な計画策定を求め
たいとありました。

本町における計画策定をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現段階におきましては、地域防災計画に基づきます避難計画とか、
そういったものの策定を行っているという状況にございまして、個々の避難所の運営につき
まして、具体的な計画等につきましては、まだ策定をしていない状況にございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 大事な今後の運営の企画に関しては、また今後、いつ頃にそうした検
討がされるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在のところ、各区との公民館等につきましては、避難のマニユ
アルというものも策定をして、各区でそういった部分につきましても協議をいただきたいと
いうことをお願いをさせていただいているところでございます。

なお、公的な施設への避難につきましては、防災計画に基づきまして実施をしているとこ
ろでございますが、今後におきまして、さらに詳細な計画等も求められておりますので、そ
の部分につきましては、十分調査もさせていただきながら、速やかに整えていきたいという
ふうを考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） あと、公立学校の避難所の運営なんです、学校に備品を置くとか、
即使えるような体制を組んでいただけるように、また今後計画をしていただきたいと思います
です。

避難所で見過ごせない点として、断水時でも利用できるトイレの確保です。過去の災害で
は、断水で避難所のトイレが機能せず、衛生面で問題となったり、トイレを心配して水分を
控え、エコノミークラス症候群や脳梗塞につながった例が相次ぎました。こうした事態を防
ぐため有効なのが、マンホールの上に簡易トイレを組み立てて使用するマンホールトイレで
す。下水管につながるため、水道がとまっても利用できます。実際、熊本地震では、水洗ト
イレが使用できない中、マンホールトイレが役立ったと言われております。本町では、簡易性
のトイレを準備されていると聞いていますが、小・中学校を含め、二次避難所に障がい者
の方にも利用しやすい災害用マンホールトイレを整備する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、災害時のトイレにつきましては、災害用簡易トイレを活用する計画になっております。現状では、マンホールトイレは予定しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） これまでからこのようなお答えをいただきますが、こうした災害対応型トイレの導入費については、お金もかさむことでありますが、一部を補助する国の制度を利用し、町民の安心・安全対策として設置する考えはないか、再度、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本事業の実施に当たりましては、補助制度もあるということも承知はしております。また、下水道の担当課とも協議も必要ということにもなっておりますので、現行、先ほど町長が答弁しましたように、現段階につきましては、災害用の簡易トイレでの対応ということで、マンホールトイレにつきましては予定をしていないという状況でございます。

十分、近隣の市町の状況でありますとか、そういったところについての調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 亀岡市では、計画的にそういったトイレを設置されているとお聞きいたしました。また今後の計画を進めていただきたいと思います。

次、いきます。

四つ目には、原子力災害では、高浜原発から30キロメートル圏内の地区の方については、訓練の実施や内容の説明もなされております。30キロメートル圏外の町民の方に原子力災害についての説明会の開催などを考える考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） U P Z は、国際原子力機関が定めます防護措置の基準をもとに、東京電力福島第一発電所事故の教訓を踏まえて、おおむね30キロメートルと定められました。対象となる和知地域の町民の皆さんには、平成23年に原子力防災に係る説明会、平成27年に高浜発電所の再稼働に伴い、町民説明会を開催させていただきました。それ以外の地域を含め、全町的には平成26年に原子力防災のしおりを京都府と共同で作成しまして、全戸配布させていただき、お知らせしたところであります。

今後につきましても、同様の対応を考えておりますので、ご理解賜りますようお願いい

たします。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 全戸配布の原子力防災のしおりなんです、私もそうなんです、そうして全戸配布していただいたとしても、それを全部読んで理解できるかというと、それは本当に難しいことで、回っていて、町民さんが言われたんです。30キロメートル圏以外の40キロメートルの私らについても、こうした大まかな、簡単でいいし、そうした原子力の怖さとか、いろんな、簡単にそうした説明会をぜひ持っていただきたいという若いお母さんの要望もありましたので、今後またこういったことも計画いただけたらうれしいと思います。次、いきます。

段ボール会社と災害協定で検討するとのことであったが、進捗状況をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 段ボール製簡易ベッド供給に関する災害協定につきまして、現時点において、協定締結には至っておりません。その効果を分析した上で、備蓄物資配備計画の見直しとあわせまして、引き続き検討してまいりますので、ご理解いただきますようによろしくをお願いします。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 京丹波町内でも段ボール会社というか、関係された会社があるとお聞きしています。またそういったところにも出向いていただきまして、段ボールのよさの、そういった提携を前に進めていただけるように、今後よろしく願いいたします。

次、いきます。

実際に、災害に遭遇したとき、どう動くべきか、何をすべきかを冷静に判断することは極めて困難と考えます。ふだんからの訓練や備えは、自分と家族の命を災害から守る第一歩と言えます。備える意識を高めようと、高知県の佐川町では、毎月第2日曜日をさかわ家族防災会議の日に制定するとともに、町で独自に作成した防災チェックシートを配付しています。配付しているチェックシートは、家族のデータや役割分担、家屋の修理や屋内の安全確保、非常用持ち出し品や備蓄品などの確認項目とともに、台風や大雨、地震発生時の避難行動について段階的な判断基準などが示され、いざというときに備えて準備できるような内容が網羅されています。また、「家族防災会議の日は、町の防災行政無線やメール配信システム、広報紙で毎月のテーマなどが発信され、防災チェックシートを活用した会議を行うように啓発を行っています」と、本町も防災に備える意識を高めるためのチェックシートの配付をす

る考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今、ご紹介をいただきました事例も含めまして、やはり身近なところで、そういった防災対策というのを協議していただくということは、非常に有意義なことであるというふうにも思っております。そういう機会をできるだけつくれますように、ケーブルテレビでありますとか広報紙等を通じまして、またご紹介なりさせていただきたいというふうに思っております。

今ありましたチェックシートにつきましては、また研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 私自身もこうした質問をさせていただいているのですが、家の中で確実にそうした会議というのか、家の中で話し合うということはなかなかできないので、こういったきっかけづくりということもありますし、全家庭がそうして取り組めるようなことでもないかもしれませんが、そうした町民さんの意識を向上させるために、また前進して取り組んでいただけたらうれしいと思います。

次、いきます。

就学援助等についてです。

文部科学省は、就学援助について、小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくても済むよう、入学前の支給を可能とすることを発表しました。来春の新1年生から適用されます。このため、補助金交付要綱の改正を行い、補助の対象に就学予定者の保護者という項目を追加し、既に小学校への入学年度開始前に支給できることを明記し、教育委員会に通知をしています。

また、通知では、本年度の同補助金の単価（支給額）が小・中学校ともに前年度比で約2倍に増額されたことも周知されています。国の基準に合わせて、本町も入学前に支給すべきと考えるがどうか、また支給額についてはどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 就学援助における新入学児童生徒学用品費の支給額については、ご指摘のような国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正に準じまして、平成29年4月から本町においても支給単価を増額して実施をしております。

この補助金交付要綱においては、対象者を生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と

しており、新入学児童生徒学用品費に関しては、生活保護法第13条に基づく教育扶助として既に支給をしております。そのため、要保護対象の新小学1年生と新中学1年生には、生活保護法による入学準備金として、既に入学前の3月に支給を終えております。

生活保護法世帯を除く準要保護就学援助に関する支給については、学校教育法第19条の規定に基づき、町において就学援助に関する規則、その取扱規定を定めているところであります。

支給時期を早めることは望ましいことというふうに考えておりますが、申請、支給を在籍学校を通じて行っていること、また所得制限に基づく審査が必要であること、転入出による混乱を避けるため近隣市町と足並みをそろえる必要があることなど、整理すべき課題が多くあると考えます。

京都府内他市町村の状況も見ながら、引き続き改善に向けて調査・研究を進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 京都新聞にも、京都市も来年度から入学前に前倒しして支給する方針を決めています。また、亀岡市も国の基準に従って、入学前支給を決めましたとお聞きしました。入学前に多額の立てかえが必要になってきます。

また、今、教育長も言われましたように、近隣市町との歩調も合わせてということで、亀岡市もそうして決めましたということをご直接私もお聞きしましたし、また家計への負担もこうして大きく響いてきます。子どもの貧困対策の観点からも、速やかに行っていただきたいと考えますがどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、答弁申し上げましたように、生活保護法については、既にそういうことで措置をされております。

問題は、準要保護の対象の児童生徒の小学校入学、中学校入学時における準備金の支給であります。申し上げましたように、審査に必要な所得の、いつをもって基準とするのか、そういう技術的な問題があります。既に、ご指摘のように、私どもも他の市町村でそういう動きがあることについては一定の調査もしておりますので、そういう技術的な問題をどんなふうクリアーするのか、そういうところが今、我々の調査研究の課題になっております。できる限り、保護者の利便の立場に立てば、支給が早いことが望ましいことは言うまでもありません。ただ、行政事務として、きちっと的確性のある事務を求められますので、その双

方を満たすべく、今、調査研究をしているという段階であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 3月議会だったか、山崎議員さんも言われていました、中学新1年生についても、小学6年生に入学準備金として項目を増やし、支給されているこういった自治体もあるわけでありまして。入学前の6年生から中学に引き続いての手続で、今言われたような観点はまたクリヤーできるのではないかと思います、こういった入学前の中学新1年生についても入学前の支給に取り組むべきと考えますが、その点どうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほど申し上げましたように、要保護世帯については、既にクリヤーが終わっているわけでありまして、準要保護に関しても、小学校と同様に、継続ではありませんけれども、整理すべき課題等、調査研究が必要でありますので、できれば小学校、中学校同時に、あわせて技術的な問題の整理もして、実施するならば、できるような調査研究をしていきたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） お答えいただきました。調査研究と、この前の山崎議員さんにもお答えされていたように、こうした近隣の市町村がするまでに町村で決断ができるわけですので、貧困対策の面からも、本当に速やかに行っていただきたいし、本当に京丹波町の少ない児童の助けにもなりますので、早急にそういった調査研究をいただきまして、実施していただけるようお願い申し上げます。

次、介護人材について。

少子高齢化が進み、社会保障を取り巻く状況が難しさを増す中で、町民一人ひとりが安心して暮らしていける制度改善が求められています。訪問介護の人材調査では、約7割が50歳以上である現状を踏まえると、10年後、20年度の人材を確保していくことは急務であると考えます。

介護職員初任者研修の内容と受験者のその後の経過をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成24年度、26年度に町において介護職員初任者研修を実施しました。あわせて30名の方に受講いただいたところでありまして、そのうち先月時点において、福祉事業所に就労されている方は15名であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） こういった人材の育成のための研修なんでありますが、またそれぞれ、その方その方の事情もあると思うんですが、半分の方が職に就かれたということの評価をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 今、町長の答弁からもございましたように、平成24年度と平成26年度に初任者研修のほうを実施させていただいております。そのうち、平成24年度につきましては18名の方が受講いただきまして、11名の方が現在も就労していただいておりますけれども、この平成24年度のときは、施設等にお勤めの方で、資格等を持っておられない方がたくさん受験いただいたというふうに伺っております。平成26年度の研修につきましては、12名の方が受講をいただきまして、現在、先月時点で4名の方がお仕事をいただいておりますというふうに伺っております。

この平成26年度の研修のときでございますけれども、平成24年度のときも平成26年度のときも定員25名で募集をさせていただいたところでございます。その中で、平成26年度につきましては12名の方が受講ということで、いろんなところにも声かけをさせていただいて、何とか申し込みをいただいたということでございます。

失礼しました。平成26年度の受講の方は15名でございます。

その中で、研修のほうを委託して実施をさせていただくとるわけでございますけれども、実習等を勘案した場合に、やはり10名以上の受講がないと厳しいというようなご意見も伺っているところでございます。現在のところも15名、お仕事を続けていただくとるということにつきましては、大変ありがたいことということで評価をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 平成26年度の15名の受験者のうち、初心者というか、初めての経験の方ばかりであったのか。また、研修を受けたら、やっぱり町内のそうした職に就くという、そういった点のお話などはどのようにされていたのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 言うたら、資格のない方に受講いただくということにはなりますけれども、平成26年度時点の、事前に就職をされとったかどうかというあたりについてはちょっと把握ができておりません。

それと、大変申しわけございません。平成26年度の受講の人数、先ほど15名と訂正させていただきましたが、12名でございましたので、改めて訂正をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 詳しいところまでも再々済みません。次にいきます。

できたら、こうした受験者の方に、ほとんどの方がそうした介護職に就いていただけるような対策、また今後、考えていただきたいと思います。

介護人材不足に対応するための町としての必要な対策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町における介護人材確保に係る支援策ですが、町内福祉施設等に勤務されている方が介護福祉士の資格を取得される場合や介護職員初任者研修を受講される場合、また、当該施設等が介護人材確保のため、就職準備や募集等の経費を負担された場合に、その必要経費に対し助成する制度を新たに創設することとしまして、本9月議会において助成金の補正予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） そういった対策を生かしていただきまして、今後また育成に尽力していただきたいと思います。

ここで、ちょっと島根県浜田市では、介護人材の不足に悩み、2015年度から破格の条件で県外のひとり親家庭を迎える事業を開始しました。介護業務に携わることを条件に、経済的に苦しい世帯が多いひとり親家庭に移住してもらい、月給15万円以上、中古車無償提供、一時金130万円など、1年限りの支援であります。1世帯当たりの経済支援は最大400万円超え、ひとり親家庭の支援と介護の働き手不足解消の一举両得を狙うという。対象は、高校生以下の子がいる母子・父子家庭としています。毎日新聞掲載などで注目を集め、30都道府県から問い合わせが殺到、3件の受け入れ定員を大幅に超える15件の申し込みがあったと言われております。4人の母親を採用し、市内に移住、研修を始めておられます。2期生も受け入れを募集し、即戦力となる経験者も採用として募集しております。政策企画課は、看護師などの別の職種でもひとり親の受け入れができないか検討しており、事業は今後も継続したい考えという。ひとり親に絞った自治体の移住促進策は、全国初の取り組みという。

このような大胆な特色ある施策で、地域を担う人材の定住を支援する事業を参考に、京丹

波町独自の特色ある対策を考えてはどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ひとり親家庭に限った施策というようなことでお伺いをさせていただきます。

この介護人材不足等につきましては、大きな問題にもなっておりまして、町といたしましても、できる限り町内の事業所等に勤務をいただきたいというような思いを持っておりまして、現在のところは、ひとり親家庭に限るとかということではなしに、やはり人材の確保という観点で進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） もちろん、ひとり親に限らず、そうした人材の育成の対策はしていただきたいのですが、島根県で行われているのは、他市町村からこうして人材を募集しているということで、また今後、こういった大胆な特色ある施策を職員さんみんなで、この案は女性職員さんが考えられたということもお聞きしました。また、こういった特色ある対策を考えていただきたいと思います。

次、いきます。

がん検診等について。

乳がんの患者数は、若い女性を中心に年々増加しております。現在、日本人女性の12人に1人がなると言われている乳がん、いまや他人事ではない時代になっています。乳がんの発症が特に多いのは、40代から50代と言われ、早期発見すれば、治癒力が高いこともわかっています。そのためには、何よりもがん検診を受けることが重要です。

本町では、本年度より新規事業として、個別乳がん検診を実施していただきました。申込者数をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府医師会を通じて、広域委託契約を結んだ医療機関で受診できる個別乳がん検診の申込者数ですが、8月28日現在、54名でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 54名と言われましたが、こういう乳がん検診を実施していただくのに、何か目標とか、54名そこそこ評価をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 今回、個別検診、初めて実施をさせていただきました乳がん

検診につきましては、確かに関心も高まってきておりますし、申し込みの方も増えております。そういったあたりからも、今年初めてということもありますけども、今後徐々に伸びていくものと期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ありがとうございます。次、いきます。

検診で、標準的に使われているマンモグラフィーでは、乳腺もがんも白く映るため、高濃度だと見分けにくくなると言われています。高濃度乳房は、日本人女性の約4割を占めるとされ、特に30代から40代の女性に多いと言われています。病気ではないですが、高濃度乳房と判定された場合、がんの見逃しリスクは高くなるとして、国の動きを先取りして乳房タイプ通知を始める自治体も出てきています。

本町も、乳房タイプ通知を始める考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在のところ、国の乳がん検診の指針において、本人にお知らせするのは「異常なし」か「要精密検査」という結果のみで、乳房のタイプまでの通知は求められておりませんが、このほど厚生労働省において、乳がん検診で異常を見つけにくい高濃度乳房と判定された場合、受診者にお知らせする体制を整備する方針が決められました。本年度中にも通知方法を定めた指針をまとめ、自治体が行う乳がん検診で活用してもらおうとされています。

今後、国から示されます指針をもって対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 乳がん予防はセルフチェックと検診が大事とされています。本町では、模型の乳房を検診結果会場に置き、皆さんに実際のがんのしこりを見つける体験コーナーを設けております。がんのしこりをよりわかりやすくした自己検診用グローブの利用で、乳がんの早期発見につなげようと、埼玉県朝霞市では、昨年7月から自己検診用グローブの配付を開始しています。同グローブは、肌に密着しやすい素材でできている。これを手にはめると、指先の感覚がより敏感になり、素手ではわかりにくい小さなしこりも見つけやすいという。市では、がん検診時のほか、総合健診や子どもの3歳児健診、市が開催する健康祭りなどのイベントでも同グローブを配付し、乳がん自己検診の啓発を図るとしております。

本町も、自己検診用グローブの配付をして、皆さんに体験していただく考えはないか、お

伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 乳がん予防において、自分で行うセルフチェックは有効な手段であると認識しております。健診結果説明会の会場において、乳がん自己視触診の模型を用いて、実際に体験していただくとともに、セルフチェックパンフレットを配布しまして啓発に努めているところでございます。

乳がんグローブについては、今しばらく動向を見ながら研究をしてみたいと考えております。

また、乳がん自己視触診の模型の活用については、若い世代の女性に関心を持っていただくことが重要であり、母子保健事業等において活用も検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 私も体験型の乳房をいらったんですが、なかなか小さい物がわかりにくいです。1回また職員さんでグローブを購入いただきまして、体験していただいて、どれだけ確実にわかるか、そういった研究もしていただきながら、町民さんの啓発に今後努めていただけたらうれしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後3時までといたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成29年第3回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

まず1点目は、新庁舎建設基本計画の庁舎等の面積規模については、将来人口、配置する部署や会議室機能等を再検討し、全体事業費を削減すべきでないか、お聞きをいたします。

新庁舎建設基本計画では、新庁舎の基本理念として、町民の共有財産として愛され、集い、そして安全・安心を守る要となる町民のための庁舎とすると定めておりますが、この基本理念に沿った新庁舎を建設するためには、町民の皆様方の考え方やご意見が反映されなければ

なりません。

このことから、私と森田議員、山崎議員の3名で、本年3月に新庁舎についての緊急アンケートを実施し、205名の方から回答を得ました。新庁舎の規模のアンケートでは、「計画の5,800平方メートルでよい」と回答された方は37.07%であります。「計画の半分ほどでよい」と答えられた方は35.61%と、ほぼ拮抗をいたしております。新庁舎の本体工事の工事費のアンケートであります、「鉄筋コンクリートまたは鉄骨4階建ての5,800平方メートルとし、約15億円程度に抑えるのがよい」が37.56%、「木造、鉄筋のどちらでもよいが、面積を縮小し、費用を削減するのがよい」が47.32%で、84.88%の方が「費用を削減するのがよい」と答えられ、「計画されています5,800平方メートルの23億円がよい」という方はわずか8.29%でありました。そして、新庁舎と町財政との関連についてのアンケートでは、財政シミュレーションを見直し、総事業費を圧縮すべきとの回答が87.8%と圧倒的に多く、計画の34億2,000万円、うち合併特例債30億円の総事業費でよいと答えられた方は8.78%でありました。

このように、私たちが実施しました新庁舎についての緊急アンケート調査結果を見ますと、町民の皆様方の新庁舎建設のあり方については、面積規模を見直し、全体事業費を削減すべきのご意見であります。

そして、新庁舎のあり方について、さらに検証を深めるため、8月2日、議員有志6名で富山県氷見市市役所を視察してまいりました。氷見市市役所は、平成26年、3年前ですが、移転・新築されまして、全国的にも類を見ない旧県立高校体育館と校舎を活用した市庁舎で、整備費用の低減を図り、市民との対話による庁舎づくりで全国的なモデルとなる新庁舎でありました。延べ床面積7,026平米で、市庁舎にもかかわらず、本町の新庁舎計画より1,226平米しか広くないという面積でありました。建設事業費は、用地費を除き16億3,900万円でありまして、市庁舎の整備方法として、現庁舎の耐震補強とか移転・新築などを含めまして七つの方法を検討した結果、最も整備費用が少ない方法を選択し、整備されております。

新庁舎についての緊急アンケート調査結果や氷見市役所の市庁舎整備状況を総合的に判断しますと、町民感覚としましては、コンパクトで機能的な規模とし、全体事業費を削減すべきであるという結論に達しました。今後始まります基本設計では、面積や事業費等を見直される考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎において、効率的で迅速なサービス提供を行うため、住民にと

って利便性の高いワンストップサービスの実現を図ることを目標としております。

職員数は、地方分権や権限移譲あるいは地方創生等により横ばいで推移している現状であります。また、会議室は、規模の異なる会議等の開催に対応することを想定しまして、災害発生時に支援活動スペースとしての使用等も踏まえ、必要な機能及び面積を検討してまいります。

現在、設計者を公募型のプロポーザル方式により選定しておりますので、今後、基本設計を進める中で、利用のしやすさ、あるいは配置の工夫、コスト縮減や将来の不確実性等の観点を踏まえて、最適な規模を確定してまいりたいと思います。

全体事業費につきましては、建設に係るイニシャルコストだけではなく、維持管理に係るランニングコストを含め、設計・建設から供用開始、解体に至るまでのライフサイクルコストを考慮して、事業費の抑制に努めてまいるということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 私たちが視察をしてまいりました氷見市の本庁舎の延べ床面積は、先ほど申しましたとおり、7,026平米でありまして、配置されている職員数は302人ということであります。職員1人当たり床面積が23.26平米ということでありまして、本町の計画延べ床面積は5,800平米であります。配置される予定の職員数は173人ということでありまして、1人当たり床面積が33.53平米と、こういうことになります。

本町の計画は、氷見市より職員1人当たり10.27平米広いという計画になっておりますが、いろんな共有スペースとかもありまして、一概に職員1人当たりで割って答えが出るというものではないと思いますが、かなり計画が大きいというふうに思いますが、その利用につきましては何が考えられるか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町1人当たりの面積を出しておりますけれども、執務スペース並びに保管スペースでありますとか、そういったものも加味した中で、一定算定をしたものでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そこで、新庁舎の基本計画では、会議室を7室設置する計画であります。その1室が400平方メートルの大会議室ということになっておりますが、その必要性についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） これまでにも申し上げておりますように、中央公民館の大会議室と同規模の会議室を1室設けるといふ計画となっております。これにつきましては、いろいろな活用方法というのがあるかと思ひますし、分割も可能なスペースにもなるということ、あらゆる会議等、また集会等にも対応できるような、そういった一つ大きなスペースが必要ということ、設定をしたところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 具体的な活用方法といひますか、機能については答弁がなかつたわけではあります、今おっしゃつたような、そういう会議等でありましたら、ほかの6室の会議室で十分対応が可能であるといふふうに思ひますし、あと、選挙の関係の開票の会場といふような話も聞いたことがあるんですが、それでしたら、中央公民館でも狭いといふような話もありますので、瑞穂の山開センターとか和知のふれセンでも対応が可能だといふふうに思ひますしね。

氷見市役所の会議室は全部で17室ありまして、合計の面積が638.73平米ですね。ですから、私のところが計画されておりますのが、7室で950平米と、こういうことになりますので、市のほうは、絶対、業務量とか会議とか多いはずなんです。なぜ300平米も多い会議室が必要なのか、その辺はやはりもっときちつと検証して、基本設計をしていただきたいなといふふうに思ひます。

そして、氷見市役所の17室ある中で、一番大きい会議室は138.8平米ということ、ありますので、400平米といふ大きな会議室ではなく、やっぱり用途に応じた室数を増やす計画にすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 会議室を含めまして、今後、基本設計あるいは実施設計を行つていく中で、最適なものとしたいふふうにも考えております。ただ、基本といたしまして、大会議室といへるような、そういう大きな会議室、そこにつきましては緊急時の避難といふ部分も当然含めていられるわけでございますけども、そういったものも含めた中での会議室の設定ということ、現在のところは考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それと、新庁舎の基本計画では、ワンストップサービスといふのが、これが一つの大きな目玉となつていまして、それを実現するために、上下水道課職員を本庁舎に配置するといふ計画であります。

氷見市の本庁舎に上下水道課職員は配置をされておられません。上下水道課への届け出書類等につきましては、総合窓口がありまして、そこで上下水道課の関係の届け出書類の受け付けをするということで、ワンストップサービスを可能としております。このような方法でしたら、今の庁舎でもワンストップができないことはないなというふうに感じたところであります。

本町でも同様に、総合窓口で上下水道課への届け出書類の受け付けを行いまして、上下水道課は事業所に配置すべきではありませんか。それがまず第1点ですね。そして、全国の市町村本庁舎に上下水道事業所、これは公営企業としての事業所数ですよ。上下水道課の事業所の職員が配置されているという事例があるのかなのか、お聞きをいたします。これは調べていなくても、調べてもらわんと、ほとんどありませんね、こういうところがね。また、たとえ新庁舎に配置されたとしても、ほとんどの職員が事業所での業務に移動するということになりますので、移動時間とか経費がまた大きなロスになりますが、どれぐらいのロスが発生するのか。そしてさらに、本町上下水道課は本年4月より公営企業法が適用される事業所となりました。新庁舎に配置されることになれば、これは独立採算の公営企業の事業所ですから、応分の光熱水費等の事務所経費の負担が生じてくるということになると思いますが、その点についての見解を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町におきましては、新庁舎の建設に合わせまして、ワンストップということで、今おっしゃられましたように、上下水道課につきましても本庁舎の中に配置をするという計画といたしております。それによりまして、ワンストップというところでありまして、単なる申請手続だけにとどまりませずに、技術的な部分でありますとか協議につきましても、他課の、例えば土木建築課との協議でありますとか、そういったものも出てこようかと思っておりますので、そういった意味でのワンストップというようなことで考えているところでございます。

それから、他の市町村において、本庁舎に上下水道課が入っているかどうかという部分でございませけれども、現段階で調査等は行っていない状況でございませ。

今後におきまして、当然、調査もする必要があろうかと思っておりますので、調査もさせていただきたいというふうに思います。

それから、ワンストップとなる部分と、分庁と申しますか、上下水道課を現行の部分で配置した場合のロス等でございますけれども、当然、距離的なロスというのは出てまいりますし、先ほども言いましたように、届け出時の、例えば相談業務でありますとか、そういった

部分につきましても一定の時間も要するのではないかというふうに思っております。

それから、本年から上水道につきましても公営企業となっておりますので、当然、公営企業となりますと、経営につきましても別というふうになってまいりますので、一定の負担等につきましても考えていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、主体構造は耐震性を重視し、階層については2階建て以上も検討すべきではないかということについてお聞きをいたします。

主体構造につきましてはまだ決まっておりませんが、現本庁舎の南約200メートルに殿田一神吉一越畑断層がありまして、町防災マップではマグニチュード7.2の地震で揺れますと、最大震度6強の揺れがあるということを予測しております。ふれあい広場に一旦移転しまして、若干断層よりは離れましたが、地震の震度等は変わらないものと予測をされます。このことから、主体構造は耐震性を重視した鉄筋コンクリート造りとし、階層については建築単価を抑制することから、2階建て以上も検討すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 構造ですが、耐震性を確保する構造を基本としております。

今後、基本設計を進める中で、具体的な構造、階層を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） このことは町長にお聞きをいたしますが、先月29日に北朝鮮が弾道ミサイルを発射しまして、日本の上空を通過したことから、東日本、北海道にJアラートが発令され、住民避難が呼びかけられたところであります。そして、今月3日は、国連決議にもかかわらず、6回目の核実験を強行いたしました。北朝鮮の軍事力の脅威や不測の事態への不安を強く感じているところであります。

このような状況から、上空からの飛来物にも被害が少ない主体構造とか、住民避難用の地下階、それから核シェルターの設置も検討が必要ではないかと、最近強く感じているところであります。現在の北朝鮮情勢等についてどのように考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に危険きわまりないことをしているということで、国連で非難決議されているので、それを支持するんですが、しかし、京丹波町は役場を今建てるという

きに、シェルターとかいうことは今考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 本町の公共施設には地下階はありませんし、核シェルターを備えた庁舎は全国的にも少ないと思われませんが、新庁舎の基本理念であります安全・安心を守る要となる町民のための新庁舎とするためにも、基本設計ではぜひ検討をお願いし、次の質問に移ります。

次に、町内生産森林組合に呼びかけまして、抛出された木材を新庁舎に活用する考えはないか、お聞きをいたします。新庁舎の構造計画では、森林を多く有し、森林資源を産業として育成する取り組みを進める本町にとって、地元産木材を使用した木造または木質化に工夫した新庁舎がふさわしいとしております。また、新庁舎の基本理念であります「町民の共有財産として、愛され、集い」を具現化するために、例えば各生産森林組合より抛出していただいた柱をテラスに使用することによりまして、町民の共有財産としての意識を高め、常に長く愛される新庁舎になるのではないかと考えます。

生産森林組合に呼びかけ、抛出された木材を新庁舎に活用する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎に利用します木材の調達については、京丹波森林組合に相談をまずします。今後、設計を進める中で、具体的に京丹波森林組合と協議を重ねたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 第2点目は、特定公共賃貸住宅蒲生野団地24戸のうち、半数以上が空き家になっているという理由については何か、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新たな入居者はあるものの、期間入居や転居による退去者もほぼ同数あることから、半数以上が空き家となっている状況でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 半数以上の空き家ということで、最近、何人入居されたかということをお聞きします。聞くところによりますと、湿気がありまして、カビが生えているとかいうようなこともありまして、入居できる状況にあるのかないのかということについてお聞き

をいたします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 入居者と退去者の関係ですけれども、平成26年から平成28年度の状況といたしましては、平成26年度に入居者が2戸、退去者が5戸、平成27年度に入居者が2戸、退去者が5戸、平成28年度につきましては、入居者が4戸、退去者が2戸ということで、3年間で申しますと、入居者が8戸、退去者が12戸ということで、結果的に4戸の減ということになっております。

入居の状況ですけれども、随時募集をしておりますが、入居できるような状況でありますし、また入居が決まりましたら、随時清掃等を行っている状況です。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 正面右側から二つ目の棟、1階左側の部屋のベランダに退去された方の遊具が放置をされているんですが、これは退去時にきちっと引き取ってもらうということをなぜしなかったのかということで、中は見ていないんですが、中も、そういう退去時にきちっともとの現況に復旧するというようなことがされているのかどうか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 申しわけありませんが、今、申されたベランダの件につきましてはちょっと確認できておりませんが、基本は、退去の際に、本人立ち会いのもと、退去の確認をさせていただいて、基本的には、私物につきましては持ち帰っていただくような格好で指導のほうはさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 入居も若干ありますが、退去のほうが多いということなので、やはり常に清掃、また換気をするなどして部屋をきれいにしていくと、いつでも入居できるという状況にして管理をしていただくということをお願いしまして、次の質問に移ります。

蒲生野団地の募集であります。どのような方法で行っているのか、お聞きをいたします。

特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第4条及び同条例の施行規則第2条の規定に基づきまして募集はされていると思いますが、常時募集というような話も、先ほどもありましたけれども、有線放送とかお知らせ版でも聞いたことも見たこともないのですが、平成28年度は何回募集をされましたか。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 特定公共賃貸住宅につきましては、随時募集ということで、随時募集をしているわけなんですけど、町内外に向けてのPRということで、募集を改めてしているということはありませんので、今後、その辺はホームページとか、広報とかを含めまして周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の施行規則第2条に基づきまして、きちっと公募をするという方法でPRをしていただきたいというふうに思います。

次に、蒲生野団地は、全戸リニューアルをする考えはないか、お聞きをいたします。

若干、新たな入居者がありますが、退去される方のほうが多いということで、これ、このままいったらだんだん減ってきてまして、廃墟になり兼ねませんね、これ。行政財産は適正にやっぱり管理しなければなりませんし、立地条件も非常によい団地でありますから、全戸リニューアルし、入居者を増やすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年度中に京丹波町公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いまして、次年度以降に、建築物の長寿命化に必要な工事を計画的に実施したいと考えております。

蒲生野団地につきましても、結果に基づき、実施を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 年次的にリニューアルをしていくということではありますが、きちっとリニューアルできるような体制をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、特定公共賃貸住宅から町営住宅に変更する考えはないか、お聞きをいたします。

蒲生野団地の家賃が4万6,000円から6万6,000円ということになっていますが、民間住宅とほとんど変わらない家賃でありまして、それだけグレードが高いということでもあります。中を私も確認していないんですが、これほど空き家があるということは、やっぱり住宅の状況も悪いのではないかとこのように考えていまして、その住宅の状況により、割高な感じがあるのではないかとこのように思っております。町営住宅に変更すれば、家賃も下げられますし、町営住宅に変更する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特定公共賃貸住宅から公営住宅へ変更する場合、一度用途変更をいたしますと、再度、特定公共賃貸住宅としての管理に戻すことができないこととなっております。中層の所得世帯の住居を確保する目的とあわせまして、低層所得世帯を対象とする公営住宅の入居者が公営住宅の所得基準を超過し、退去する必要が生じた際、特定公共賃貸住宅には一定の空き家が必要になってくると考えておりますので、用途変更を行う予定が、そういうことで、ないということであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、蒲生野団地の外溝及び周辺は雑草と竹が繁茂しておりまして、清掃等は設置者が行うべきではないか、お聞きをいたします。

一般質問の通告書を出した時点では、前庭、裏庭、駐車場に約1メートルもの草が繁茂しておりましたが、先月26日に団地の自治会で清掃が行われまして、きれいになりました。しかし、もう昨日あたりで20センチほど雑草が伸びているという状況であります。前庭、裏庭、駐車場の清掃はもっと早く、何回か設置者が行うべきではありませんか。

そして、裏側の竹林ですけれども、昨年、3分の2ほど伐採されましたが、新しい細い竹が生えてきておりまして、団地の敷地に迫ってきております。下からフェンスも越えてきているということで、竹の繁殖力は旺盛でありまして、根絶は大変な作業であります。裏庭の駐輪場にも竹が生えてくるというふうに聞いております。早期に根絶すべきではありませんか。現在もフェンスの外側は草と竹が繁茂しまして、非常に環境の悪い状況でありますので、管理者が早期に清掃をすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 団地周辺の竹の伐採あるいは除草につきましては実施しておりますが、団地内の共用部分に係る清掃等の管理につきましては、一定の維持管理費を支払っておりますので、入居者相互による管理をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 一定のそういう清掃費を支払っているということですが、その外溝の除草作業は自治会で行うという取り決めがされていて、全入居者にこれは徹底されているのですか。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 団地内の階段とか含めまして、清掃につきましては、団地の自治会の中で順番を決めていただいて清掃いただいておりますし、また除草に

つきましても、年1回か2回かちょっと忘れましたが、していただいとるということで、また、それ以外のところでやっぱり草も生えてきますし、先ほど申されておりました竹につきましても昨年伐採いたしました、さらに生えている状況ですので、その点につきましてもは、本年度、竹の伐採も準備をしておりますし、昨年からしていただいたところ、またフェンスに巻きついている草とか、そういうものにつきましてもは、町のほうで伐採なり除草のほうをさせていただこうと考えております。

1年間で、一応、団地に委託料というか、謝礼というような格好で7万2,000円を年間支払いさせていただいております、それによりまして中の管理の清掃等をお世話になっているという状況で、契約という格好にはなっておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そのことは、団地に入居されている方、全部、周知徹底ができていますか。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 徹底の方法については、ちょっと私、知らないわけですが、一応、団地の中で集まっております、その順番とか決めていただいた中で管理をしていただいとるということで、順番を各週ですか、月別なのかわかりませんが、決めていただいて、入居者が全員で行っていただいとるように聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それは、団地の建物の中の階段室とかの話じゃないかと思うんですよ。外の前庭、裏庭、駐車場の除草作業がそういう取り決めがされているのかということですね。それも7万2,000円の中に入っているのかということですね。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 定期的な草刈りというよりも、年間に決めていただいて、1回か2回だったと思うんですけども、その駐車場を含めての草刈りをしていただいとるということで聞いております。費用といいますか、謝礼というような格好でさせていただけるわけですが、その部分に含まれているというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そうしたら、ほかの団地でもこのような除草作業が実施されている

のか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ほかの団地につきましても、一戸建ての場合は各個人でお世話になっておりますし、団地につきましても、西階団地のほうは同じような格好でお世話になっております。

ほかにつきましても、一応、維持管理費としてお支払いさせていただいてお世話になっている団地につきましても、西階団地と蒲生野団地の2団地です。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 3点目は、非正規職員の待遇改善についてお聞きをいたします。

非常勤国家公務員に来年度より夏・冬のボーナスである勤勉手当を支給することを人事院が全省庁に通知をいたしました。この措置は、民間企業の同一労働同一賃金を目指す政府方針を踏まえたものでありまして、本町職員の給与支給額等は人事院勧告を完全実施しているということから、嘱託職員にも来年度より年間1.7カ月分の勤勉手当を支給すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立しまして、平成32年4月1日に施行されます。主な内容ですが、会計年度任用職員制度が創設されまして、正規・非正規の賃金格差を是正する同一労働同一賃金に向け、任用・勤務条件の統一的な取り扱いが制度化されました。

本町も法施行に向け、現行の嘱託、臨時職員の任用や勤務条件の再整備を行う予定としておりますので、来年度から嘱託職員に勤勉手当を支給することは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） まず嘱託職員ですね、これにつきましても、人事院が非常勤の国家公務員ですが、状態としては常勤ですね。その職員については、平成18年度から勤勉手当を支給するように人事院が通知をしておるわけでありまして、本町職員についても、これはするべきだということに思います。

平成32年の分につきましても、これは常勤じゃなしに非常勤の、後からまた申し上げますが、非常勤の職員の取り扱いの改正でありますので、今回、嘱託職員については、そういう改正なしで支給をすると国のほうではなっておりますので、国に従った支給をしていただ

きたいというふうに思います。

それで、現在、嘱託職員の夏・冬のボーナスとして、期末手当は年間2.5カ月支給されていますが、正職員より0.1カ月少ない支給率になってしまっていて、いつ、どこでこうなったのかなと思うんですが、嘱託職員に関する規程が平成21年頃に制定されてしまっていて、それ以降、改正がされていないということで、それ以後、正職員の期末手当が2.6カ月になったということだと思いますので、これは規程を改正しまして、人事院勧告に基づく2.6カ月の支給をすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、嘱託職員につきましては、嘱託職員に関する規程の中で、賞与ということで、町職員の期末手当の支給に準じということで、2.5カ月分の手当が支給をされているという状況でございます。確かに、現在、一般職との差が生じているわけでございますけれども、あくまで規程での運用ということで、現行いっております。

今後におきまして、そういった部分につきましても一定検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） もう一つ答弁漏れですけども、嘱託職員の勤勉手当、これは来年度からは支給することは考えていないという町長の答弁でありましたが、これは人事院のそういう通知に基づきましたら、これは支給をしなければならんというふうに私は思うんですが、その辺の見解をもう一度、確認しておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現段階で、人事院の勧告等がなされていないということもございまして、そういった状況につきましては、今後の状況を見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、正職員と同一労働と認められる臨時職員に期末・勤勉手当を支給すべきでないか、お聞きをいたします。

現在、嘱託職員には、先ほども申し上げましたように、夏・冬のボーナスとして期末手当が年間2.5カ月分支給されておりますが、常勤の臨時職員には支給されておられません。その理由として、以前にもお聞きしましたが、嘱託職員の雇用契約は1年で、臨時職員は6カ月という回答でありました。しかし、京都府教育委員会では、最近の新聞記事によりますと、6カ月単位で雇用契約している常勤講師に、満額ではありませんが、8割程度の期末手当を

払っているという新聞記事が出ておりました。同一労働であれば、正職員、嘱託職員、常勤の臨時職員との格差をつけずに、期末・勤勉手当を支給すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 制度移行に向けまして、任用や勤務条件の再整備を行う予定をしておりますので、現時点では、臨時職員に期末・勤勉手当の支給を考えていないということであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 6カ月の雇用契約ということがネックになっていると思うんですが、これは本町の臨時職員の雇用契約であります。地方公務員法第22条の規定を根拠にしているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議員おっしゃいましたとおりでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） もうひとつ答弁が明確でなかったのですが、6カ月契約でも、連続して、またその翌日から6カ月、契約をしていますと、これは連続して雇用しているということになりますので、これはやっぱりボーナスも支給されるべきであるというふうに思いますが、その見解についてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） あくまでも雇用につきましては、6カ月ということで区切っておりますので、一旦そこで契約自体は途切れることとなりますので、結果的には1年通してという形にはなるわけですけれども、法契約上は6カ月で切っておりますので、そういうふうに対応をいたしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 先ほどちょっと町長のほうから答弁ありましたけど、再度申し上げておきますと、昨日の京都新聞ですが、自治体で働く一般職の非常勤職員、これは常勤じゃないです、非常勤ですね、支給する期末手当は、常勤職員の支給月数と同水準にするよう全国の自治体に通知したということでありまして、通知が8月23日付ということですが、これは2020年からの支給ということになりますが、この通知自体は来ておりますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） はい。通知のほうは参っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、嘱託・臨時職員の賃金を正職員の給与支給額まで年次的に引き上げるべきではないか、お聞きをします。

嘱託職員に関する規程第5条では、嘱託職員の基本賃金は、その職務内容に応じ、京丹波町職員の給与との均衡を考慮して、予算の範囲内において任命権者を定めると規定しておりますが、現在の嘱託・臨時職員の賃金は、年齢、経験年数などから換算して、正職員との給与の均衡が考慮されておらず、大きな格差が生じていると考えられます。働き方改革で同一労働同一賃金を目指す政府方針を踏まえた嘱託・臨時職員の賃金を正職員の給与支給額まで年次的に引き上げるべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 制度移行に向けまして、任用や勤務条件の再整備を行う予定をしております。会計年度任用職員の給与水準の決定に当たっては、類似する常勤職員の職務給を参考とし、職務の内容や責任、職務遂行上、必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮しますので、現時点では、嘱託・臨時職員賃金の年次的な引き上げを考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、正職員と同一労働と認められる非正規職員に退職金を支給すべきでないか、お聞きをいたします。

退職金は、給与の一部を積み立てて後払いしているものでありまして、退職金が支給されないと、正職員と非正規職員の格差は解消されません。地方自治体が率先して、正職員と同一労働の非正規職員に退職手当支給基準に基づき退職手当を支給すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新制度に移行後、一定期間以上の勤務をいただいた会計年度任用職員に対しまして退職金を支給することを検討しますので、現時点では、非正規職員に退職金の支給をすることは考えていないということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

この後、議員控え室で議会活性化特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦勞さまですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

次の本会議は、明日7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。
ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 岩田恵一